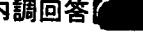


秘密保全法制【】

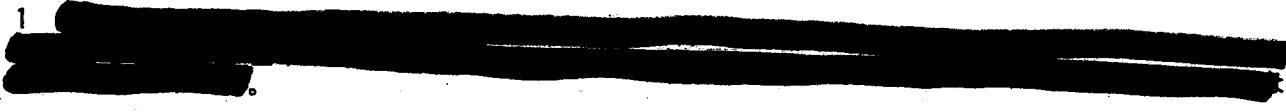
送信日時: 2011年9月29日 20:58

宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 110929205122(0001).tif (88 KB); 内調回答【】.docx (16 KB)

内調 様 様

御世話になっています。

1 

2 右も踏まえて作ると、別添のような回答になると思います。まだ、小官作成段階のものであり、もちろん省内の決裁をとっています。

明日で結構ですので、作業の方針について改めて相談したいと思いますので、ご一読後に連絡いただければ幸いです。

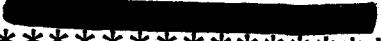
外務省 大臣官房総務課

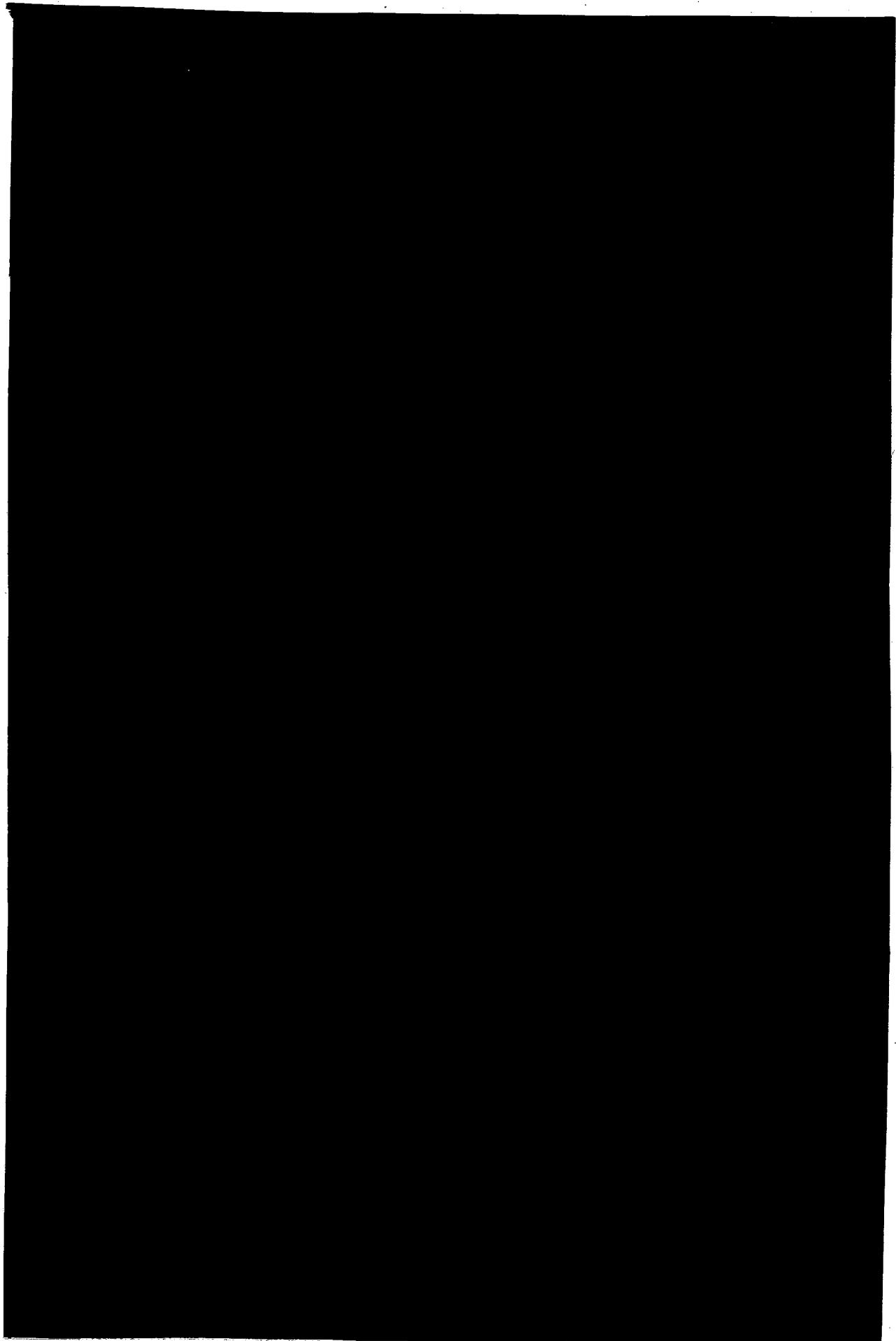
○ 課長補佐 

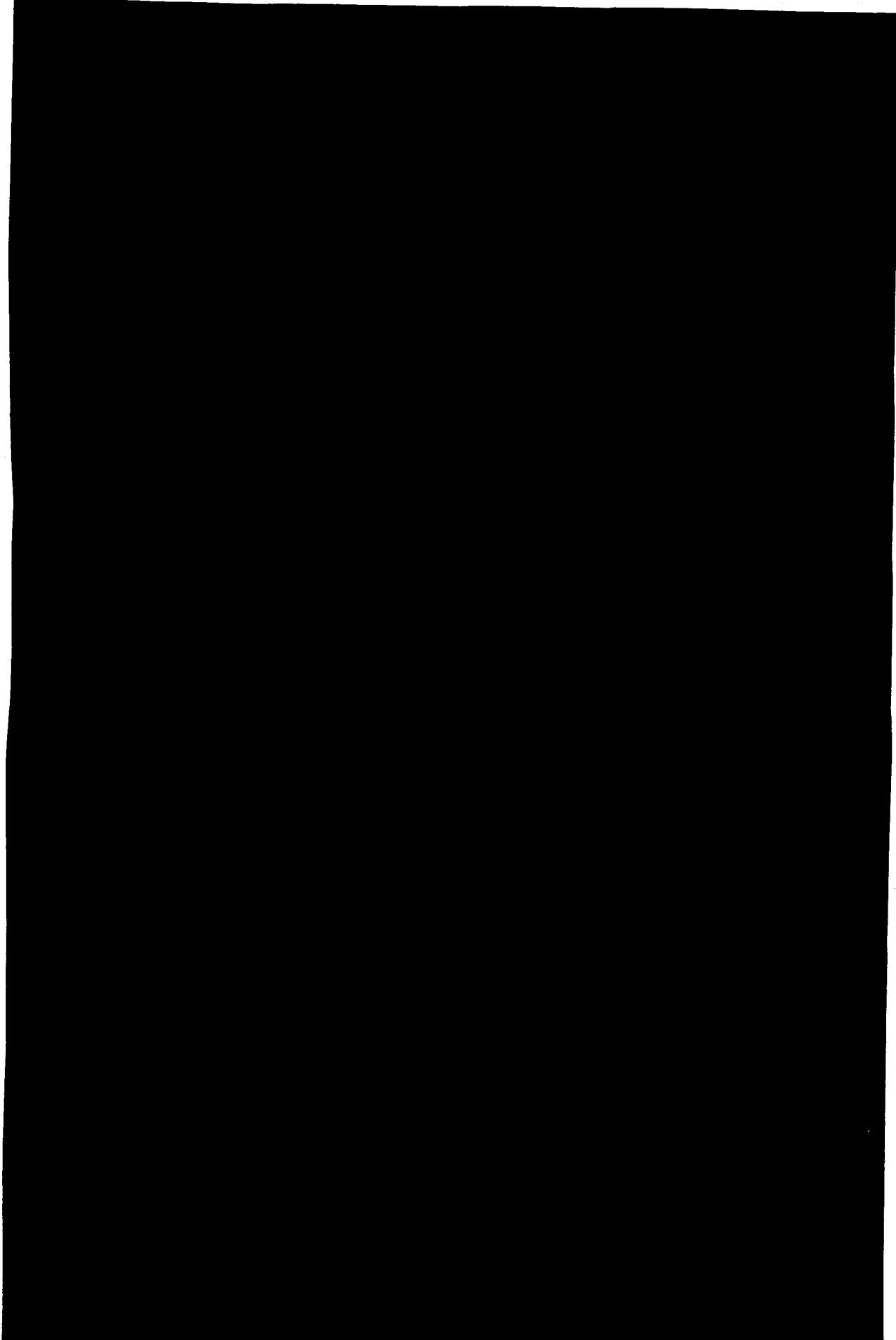
TEL 03-5501-8000 (内線 

直通 

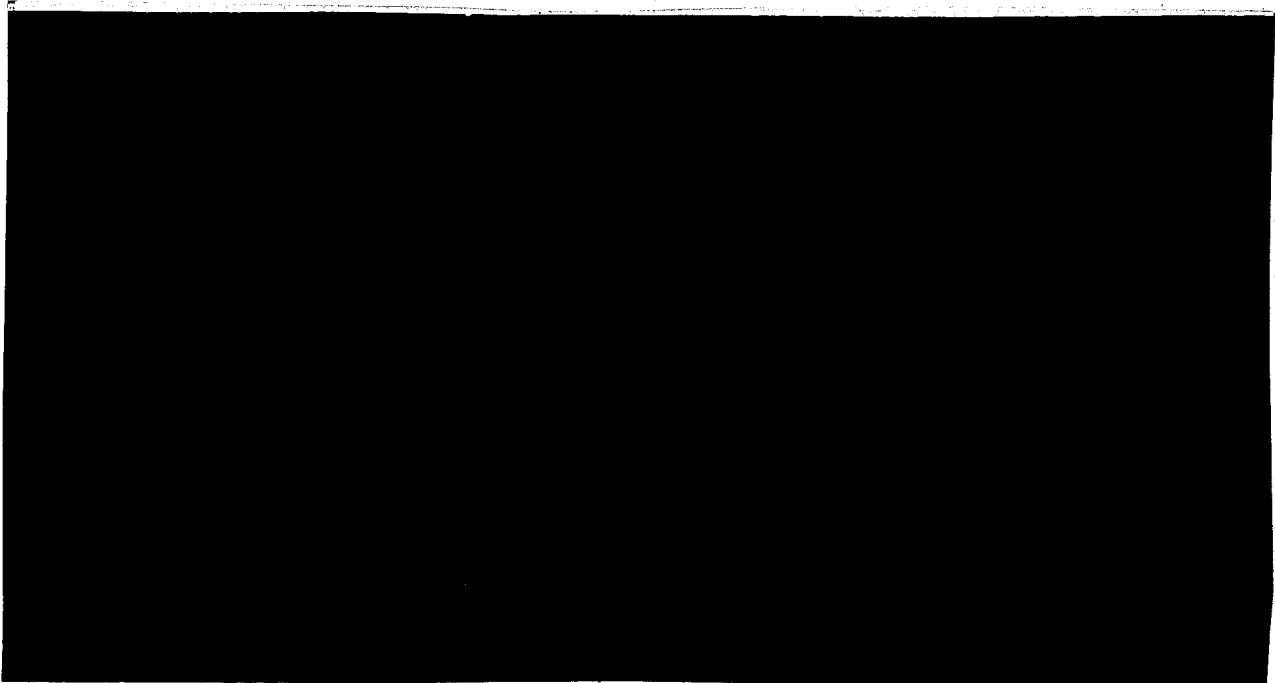
FAX 

E-mail: 

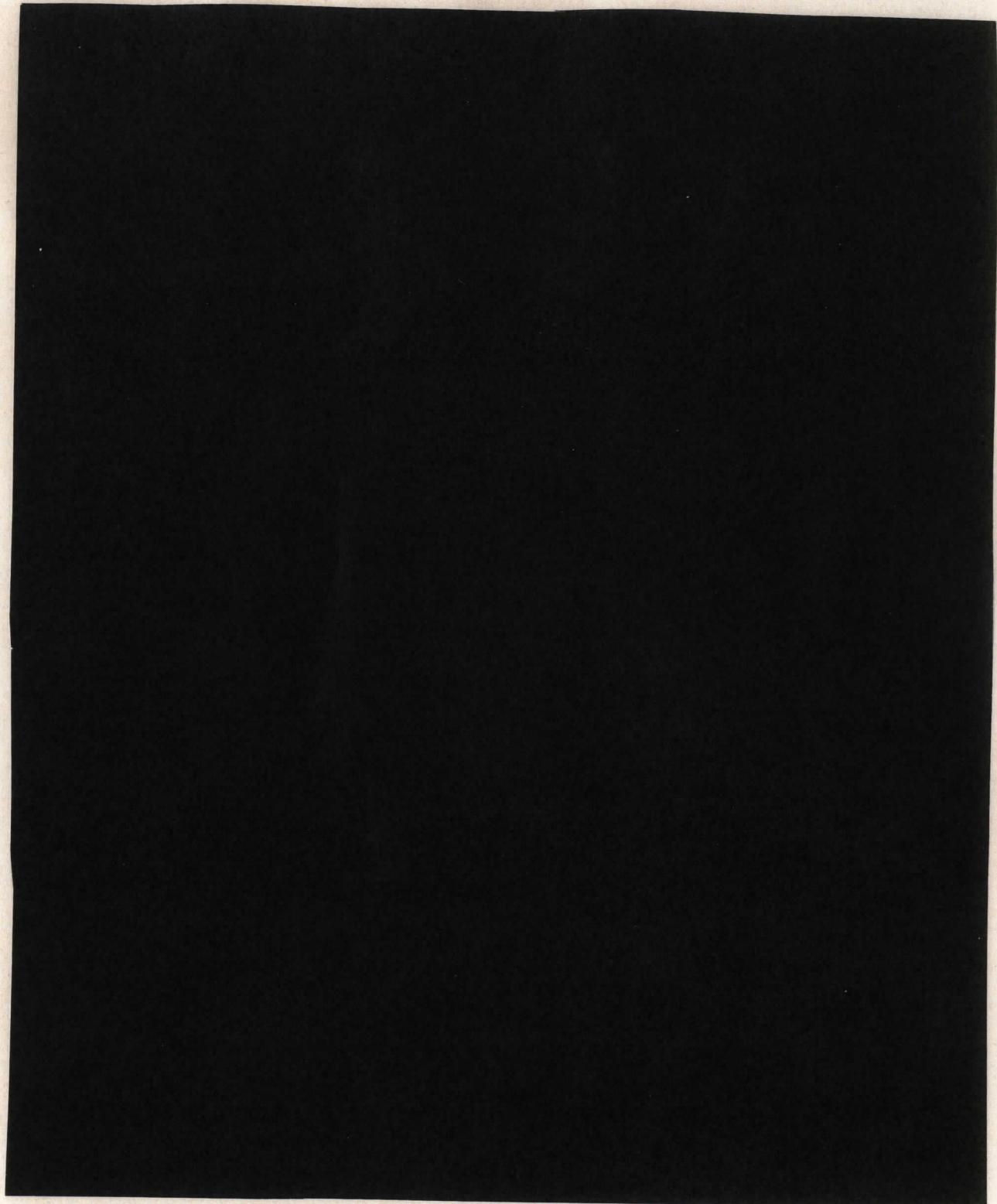


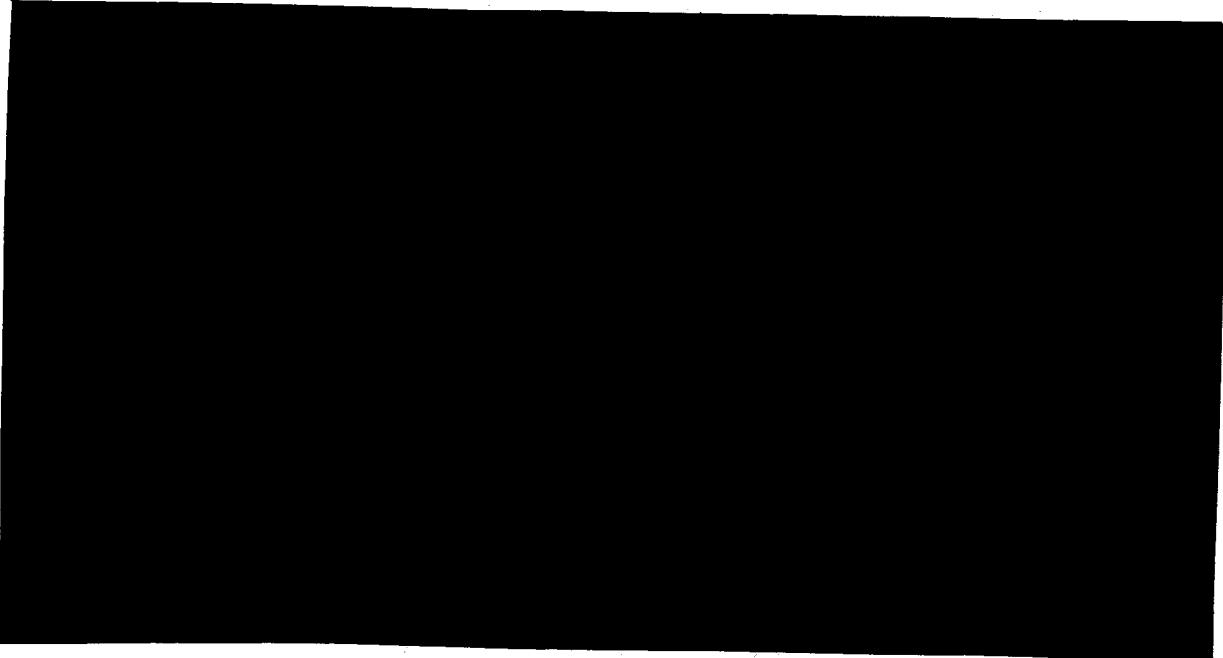


10



〔未定稿〕





【参考】

- 第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
 - イ 日本国の安全保障
 - ロ 対外経済関係
 - ハ 経済協力
 - 二 文化その他の分野における国際交流
 - 三 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
 - 四 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。
 - 五 条約その他の国際約束の締結に関すること。
 - 六 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
 - 七 日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関すること。

七 國際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外國及び國際機關等に関する調査に関すること。

八 日本国民の海外における法律上又は經濟上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

十 海外における邦人の身分関係事項に関すること。

十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機關が發給した文書の内外にわたる証明に関するこ

と。

十二 旅券の發給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

十三 査証に関すること。

十四 本邦に在留する外国人の待遇に関する關係行政機關の事務の連絡調整に関すること。

十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発

のための措置に関すること。

十六 外国における日本文化の紹介に関すること。

十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

十八 外交官及び領事官の派遣に関すること。

十九 外交官及び領事官の接受並びに國際機關の要員の受入れに関すること。

二十 外国の勅章又は記章の日本国民による受領に関しあっせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住

する邦人に対する栄典の授与に関し推薦及びあっせんを行うこと。

二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二 外交史料の編さんに関すること。

二十三 外地整理事務に関すること。

二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する關係行政機關の行う企画の調整に関すること。

二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する關係行政機關の行う企画及び立案の調整

に関すること。

二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する關係行政機關の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、対外關係事務の処理及び総括を行うこと。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた

事務

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成23年9月15日

1 スケジュール

2 条文案

- 素案
- 読替表
- 自衛隊法との対照表

3 論点ペーパー

(1) 内調内検討・他省庁協議まで終えたもの

- 秘密保全法制の必要性について
- 秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野

(2) 内調内検討中のもの

ア 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在、指定の効果・調整について

イ 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について

- 実施権者について

- 評価の観点と調査事項の関係について

- 公私の団体への照会について

- 同意の取得について

- 秘密の管理に関する内容の法律事項について（※内調内検討済み）

ウ 罰則に関するもの

- 特別秘密の漏えい罪と公務員法上の守秘義務違反罪との関係について

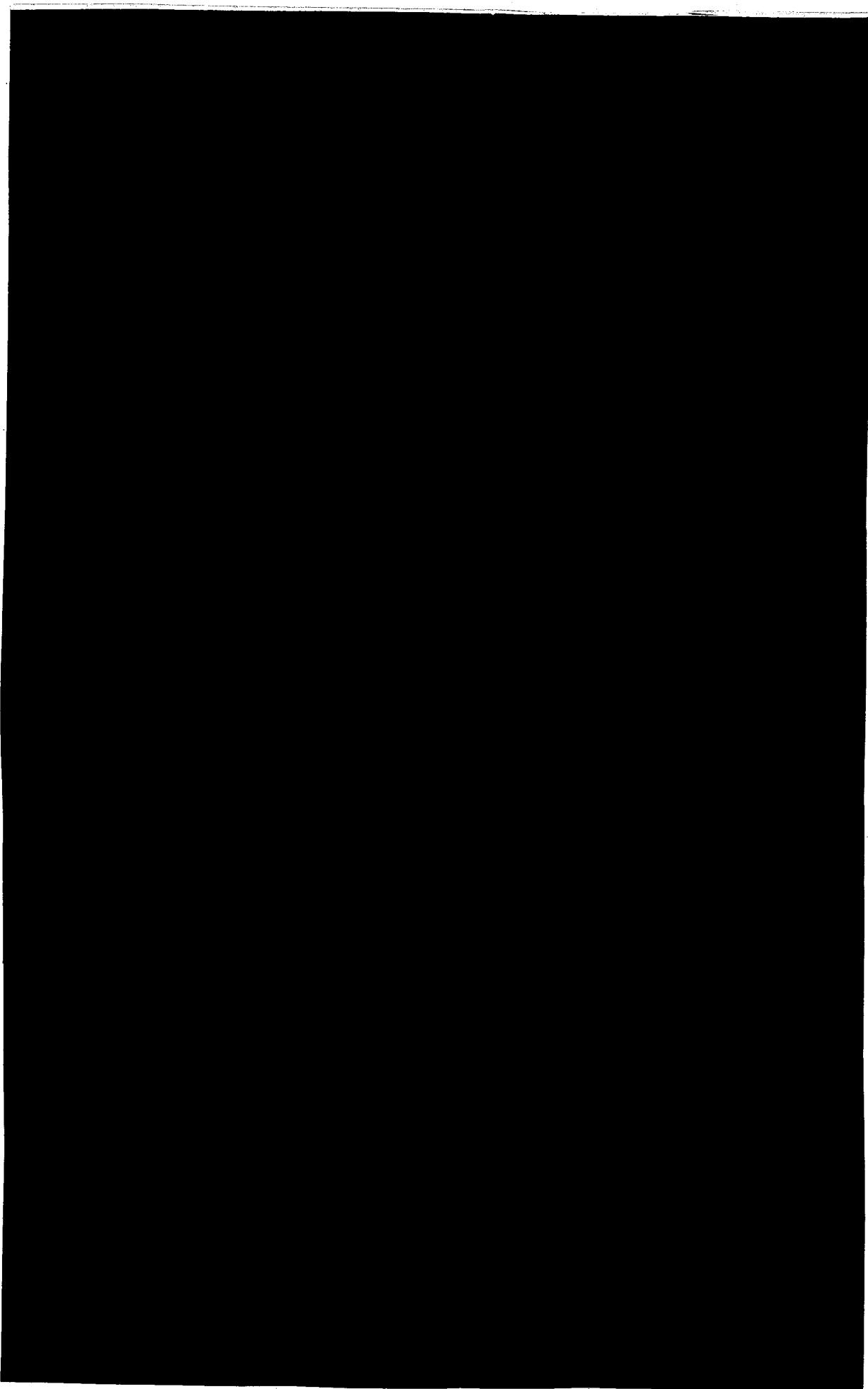
秘密保全法制スケジュール

月	日	手續	内閣法制局審査	関係省庁等
9	上			
	中		条文案持込み	
	下	内総に件名・要旨提出		
10	上			
	中			
	下			
11	上			予備審査
	中			
	下			
12	上			各省事前協議
	中	内総に件名・要旨提出	部長概要説明	
	下			
1	上	文書課長等会議 内閣法制局幹部会		
	中		部長説明終了	
	下		部長説明終了後に各省協議開始	非予算関連法案の予備審査は10月上旬から開始して年内に終了するよう努める(H5.1.18文書課長等会議発出「法令協議に関する申合せ」)
2	上	内総ヒアリング	読み合わせ	
	中	閣議請議		
	下	閣議決定・国会提出		各省協議は閣議予定日の2週間前までに開始する(上記「法令協議に関する申合せ」)
3	上	予算関連法案の閣議決定は予算案の国会提出から3週間以内、非予算関連法案は7週間以内		
	中			
	下			

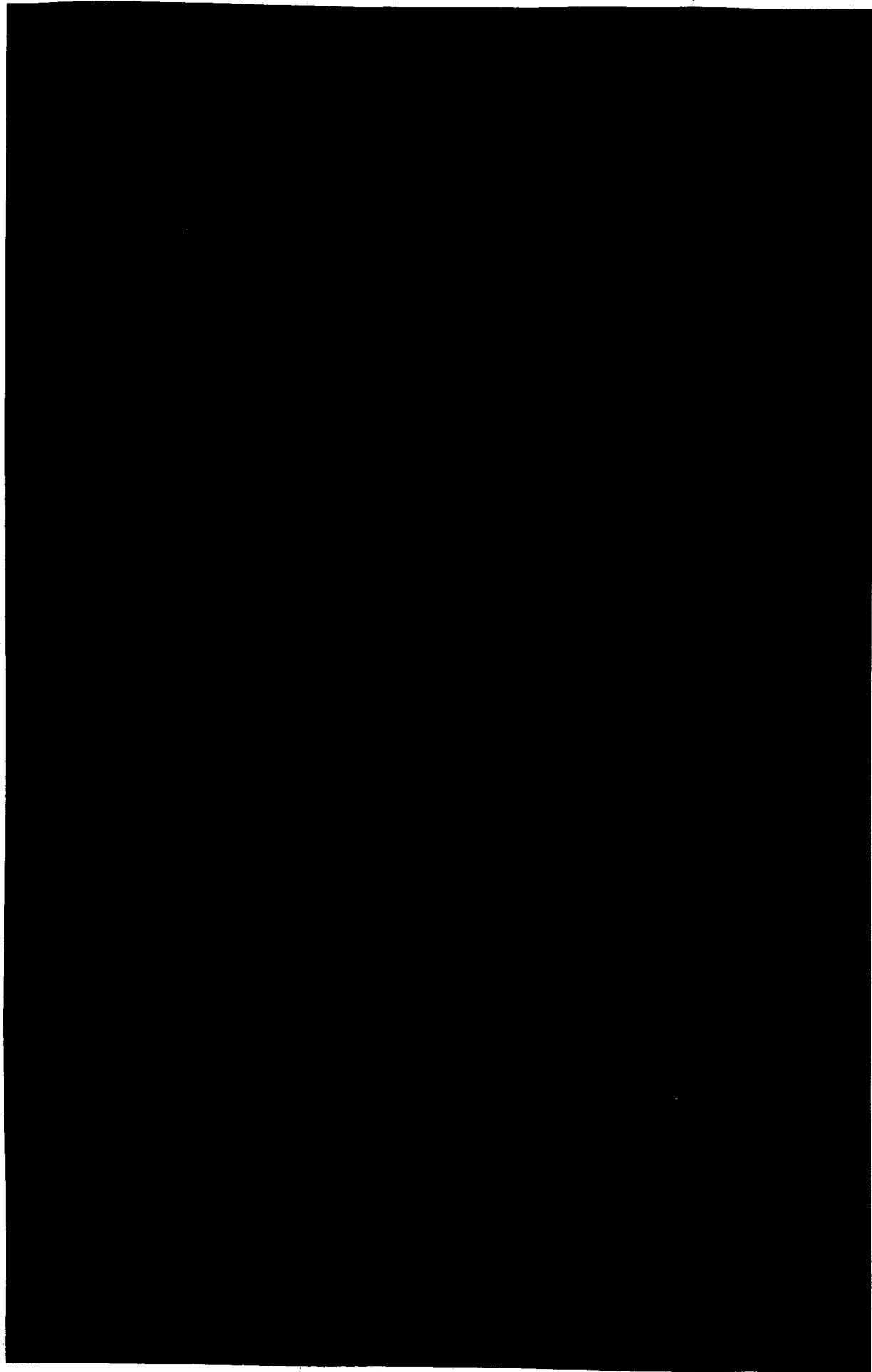
11/09/15

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

11/09/15



11/09/15

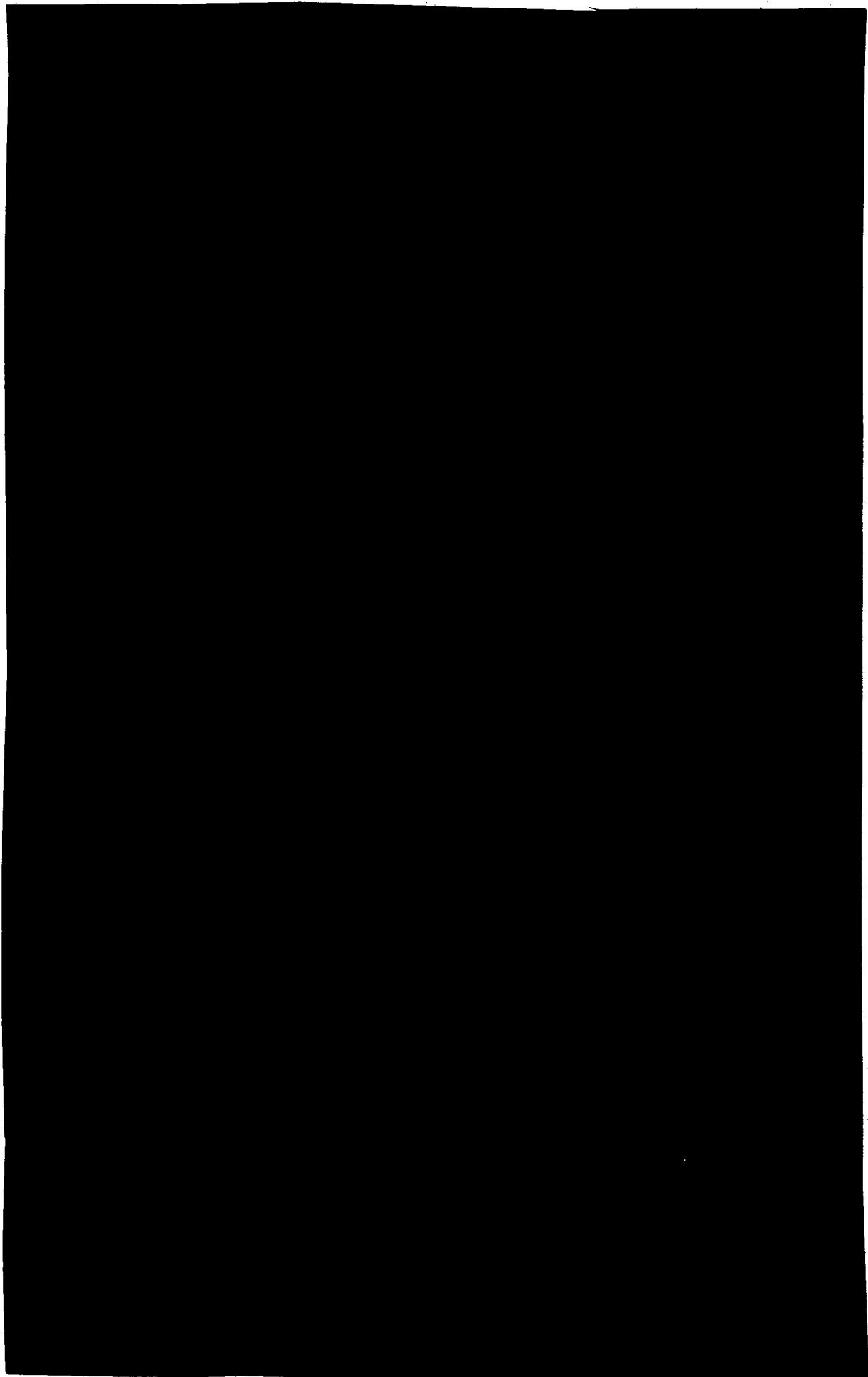


11/09/15

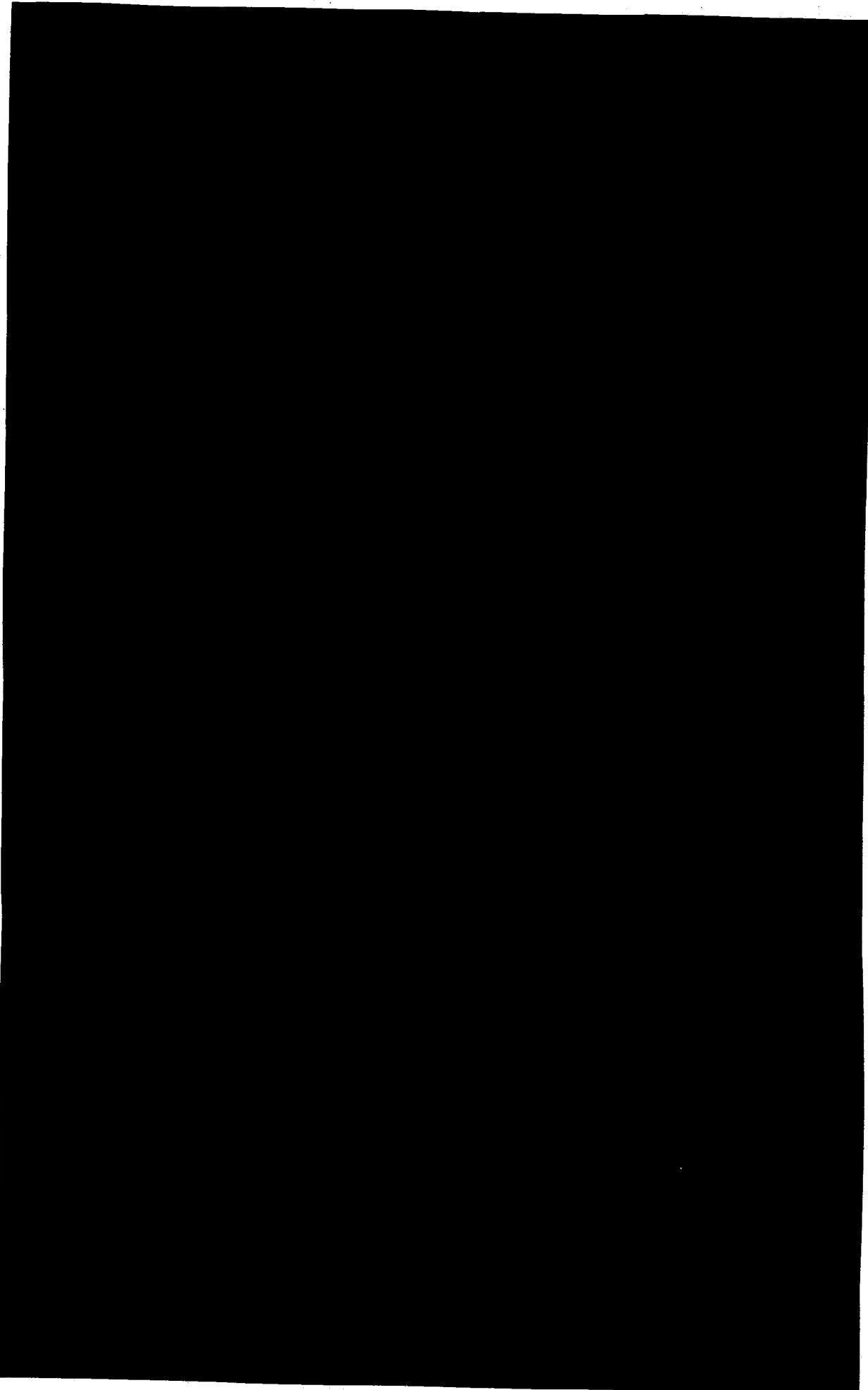
E

F

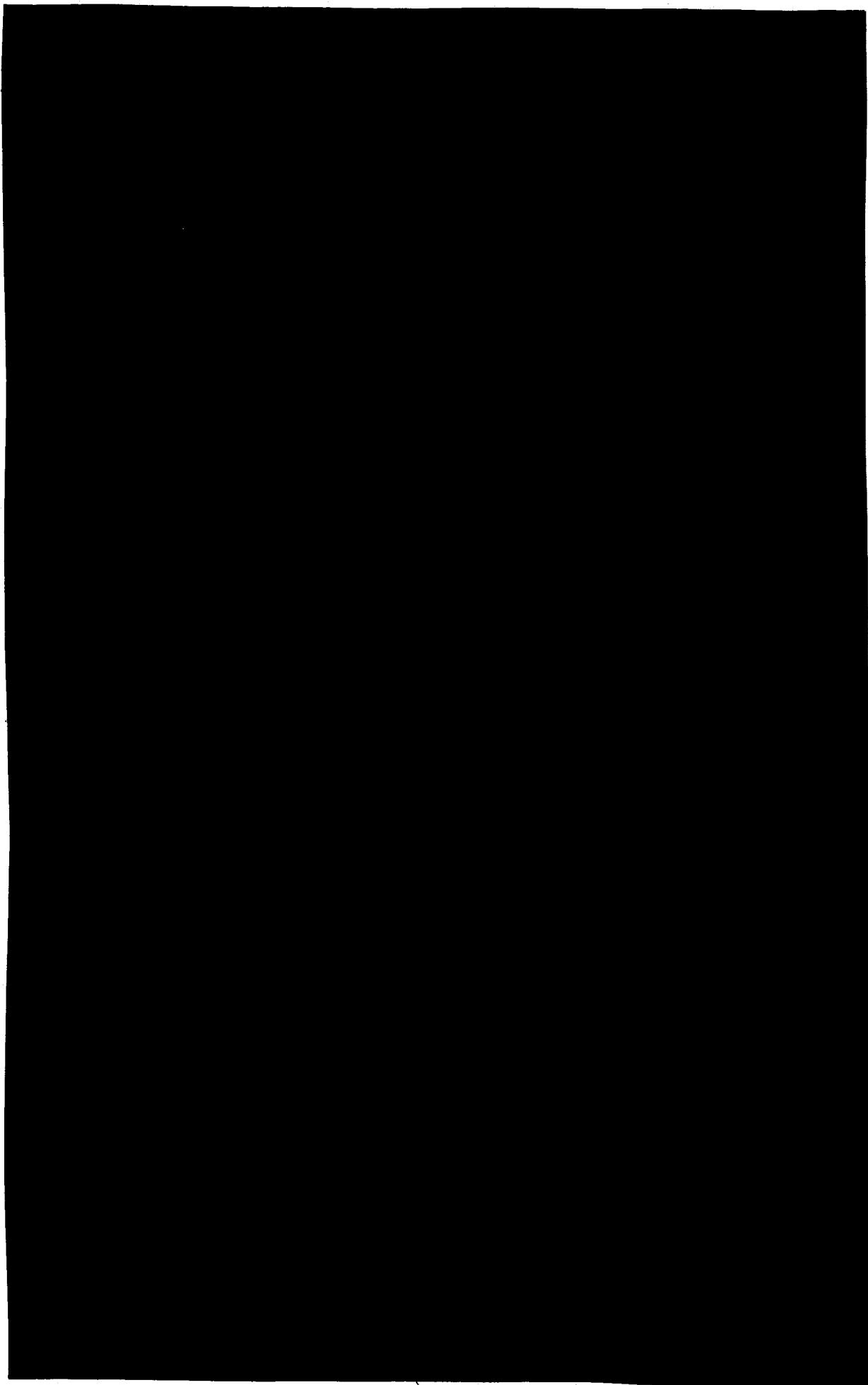
11/09/15



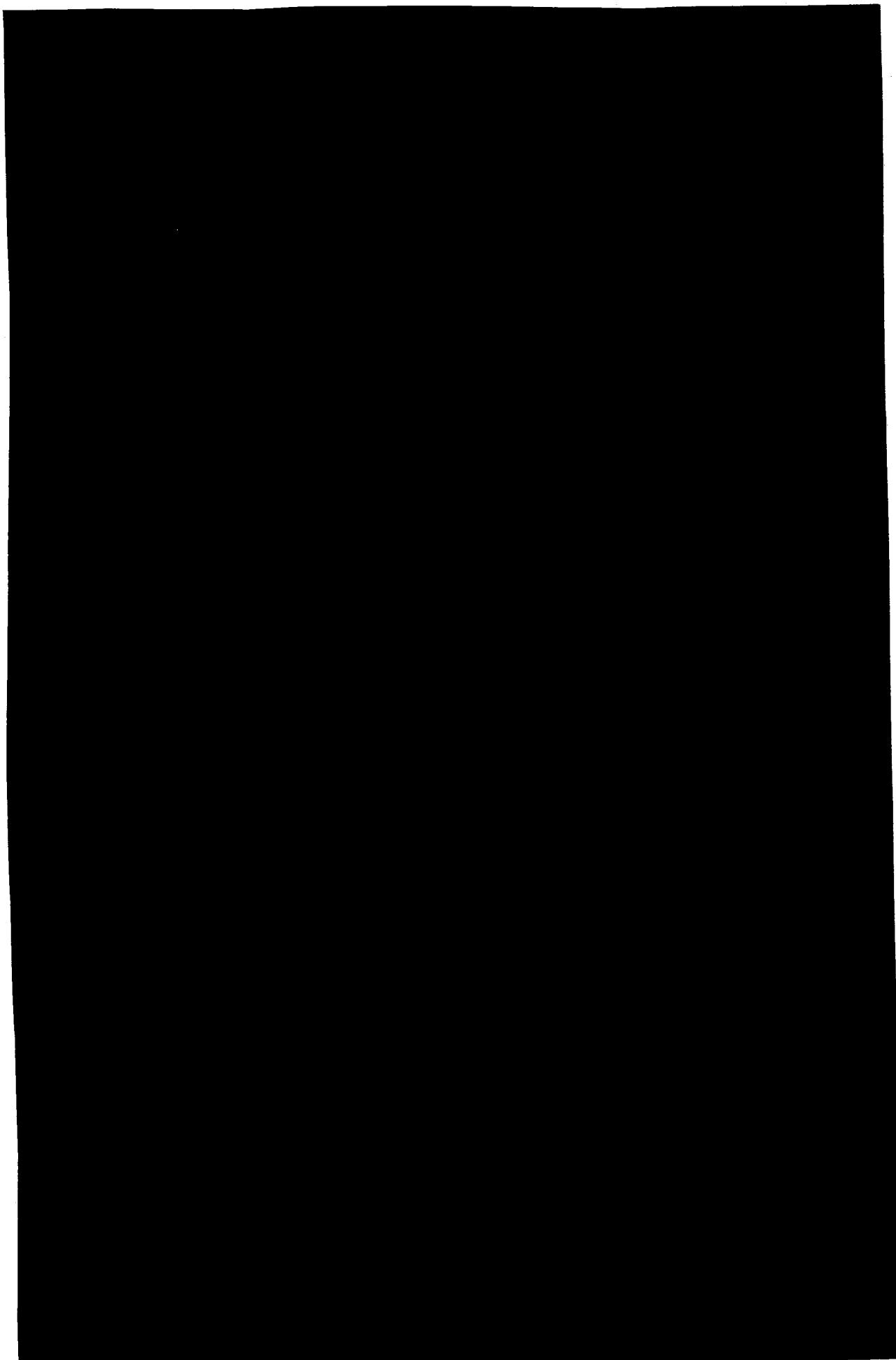
11/09/15



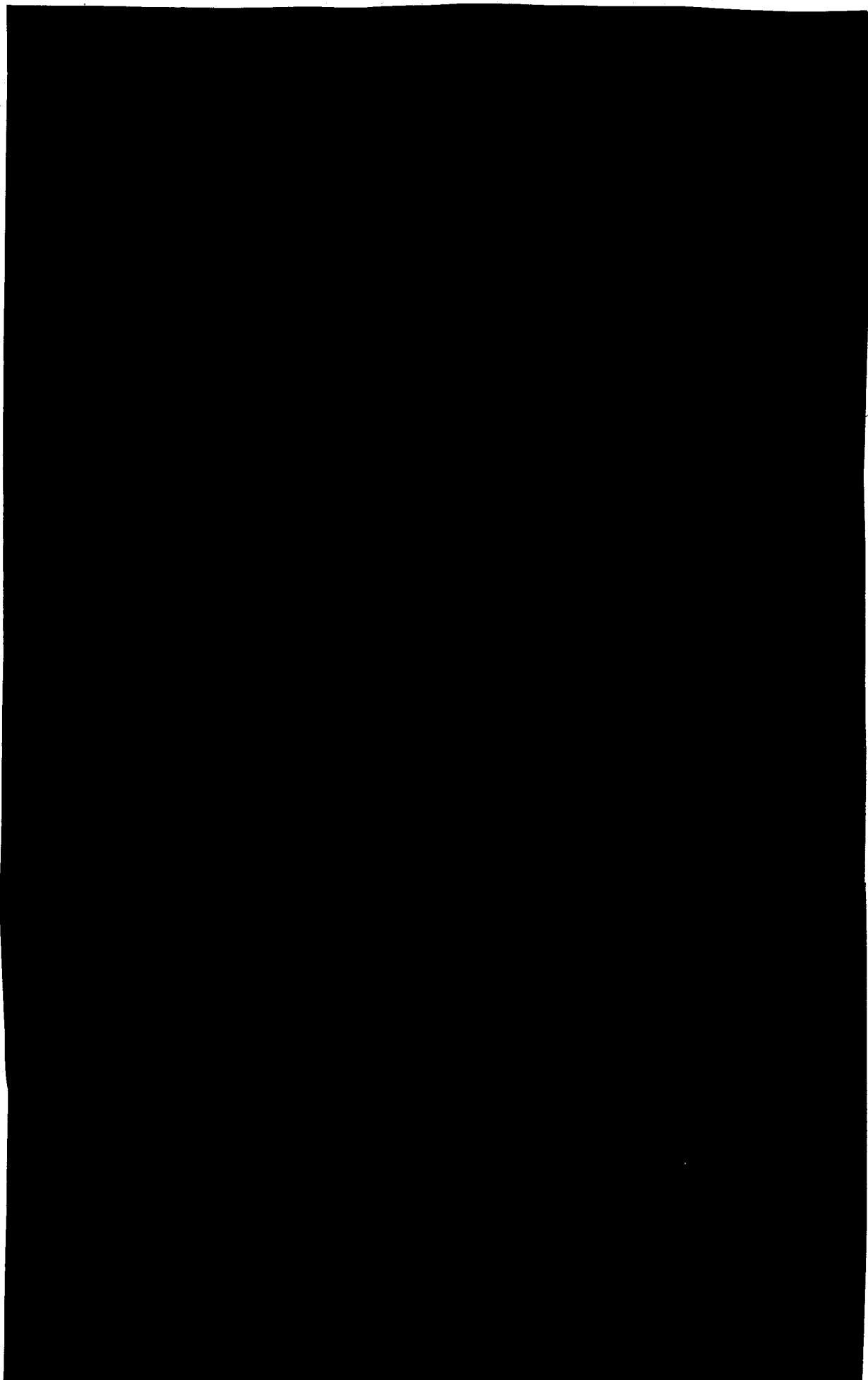
11/09/15



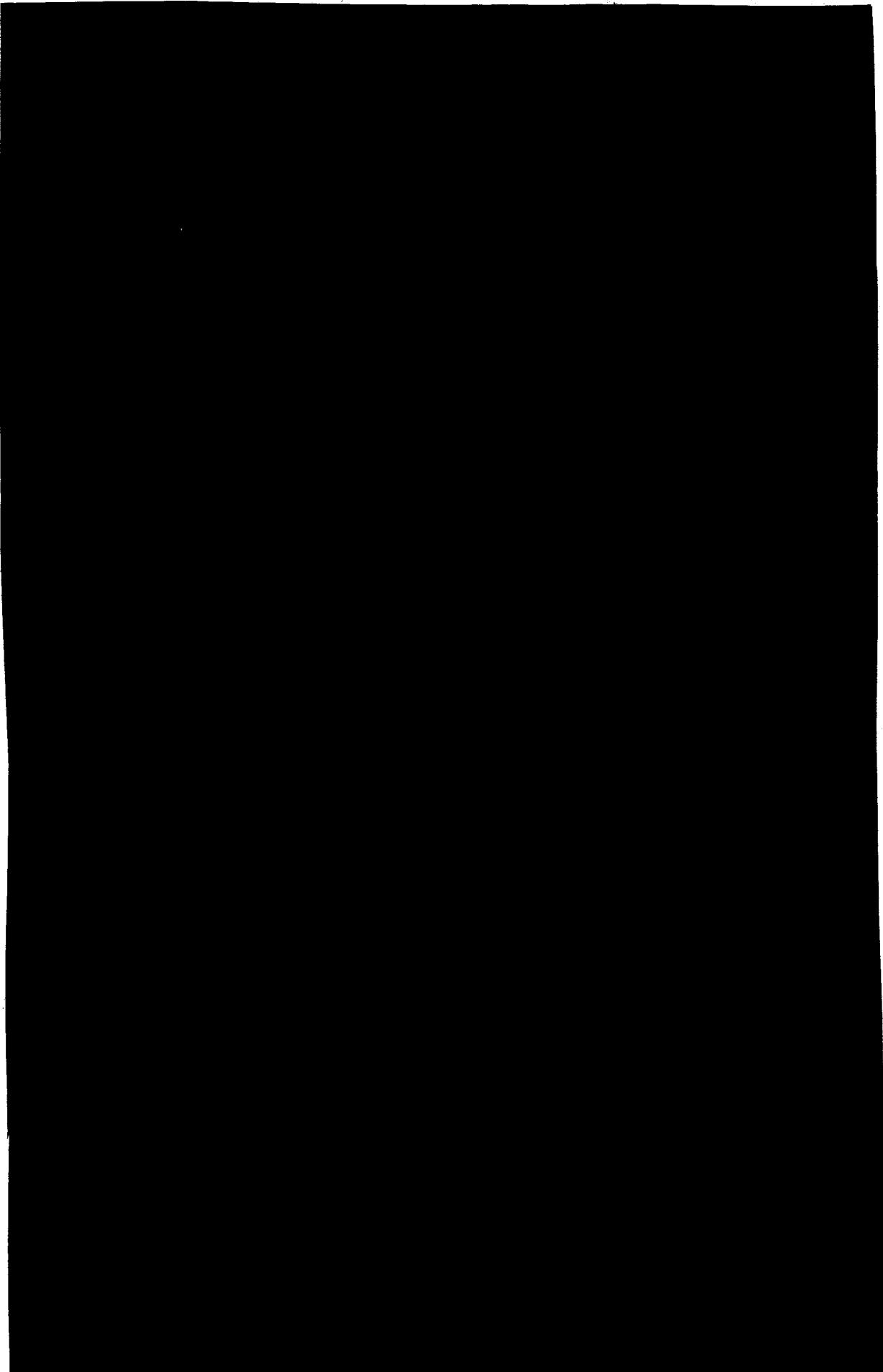
11/09/15



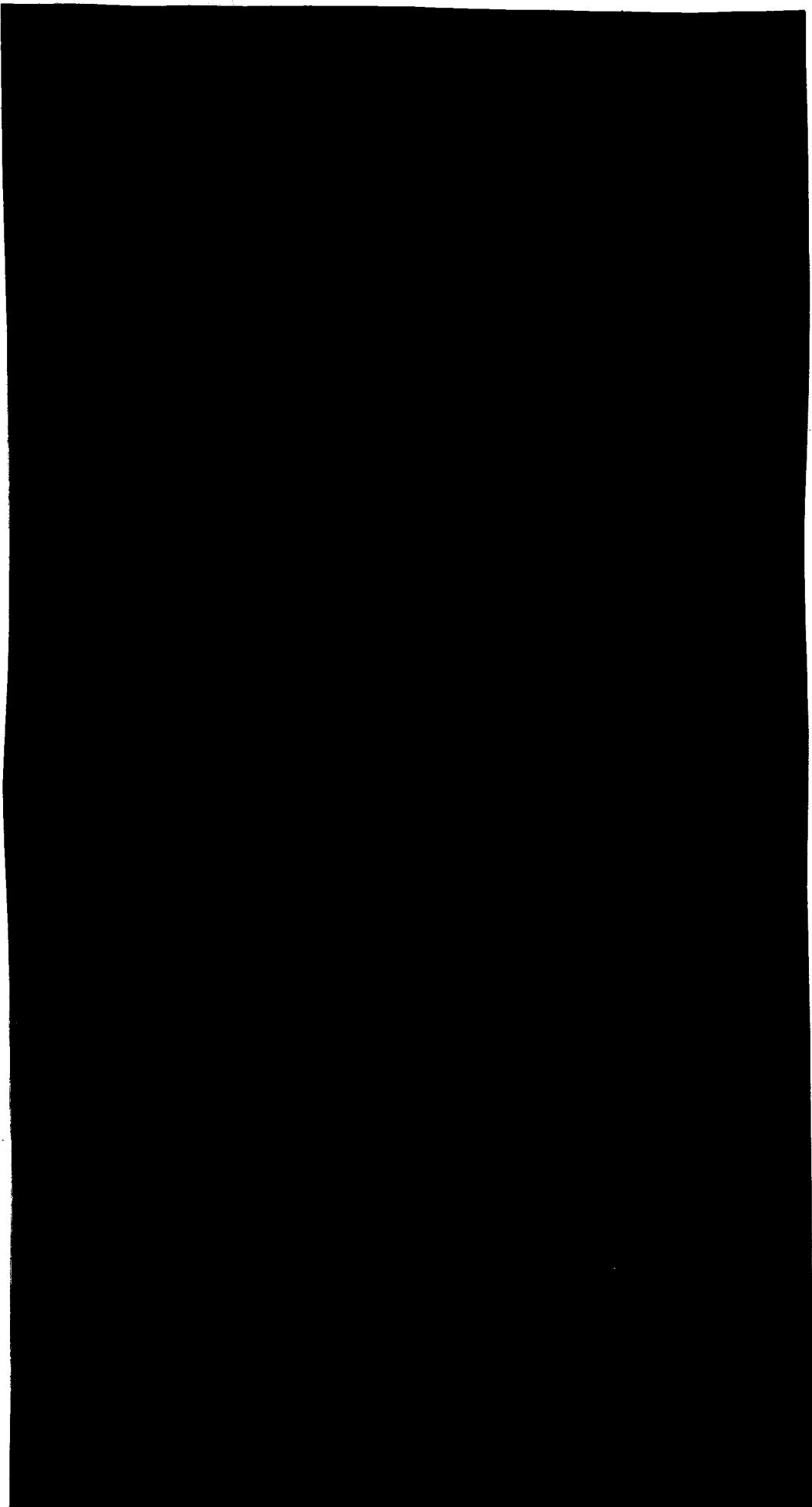
11/09/15



11/09/15



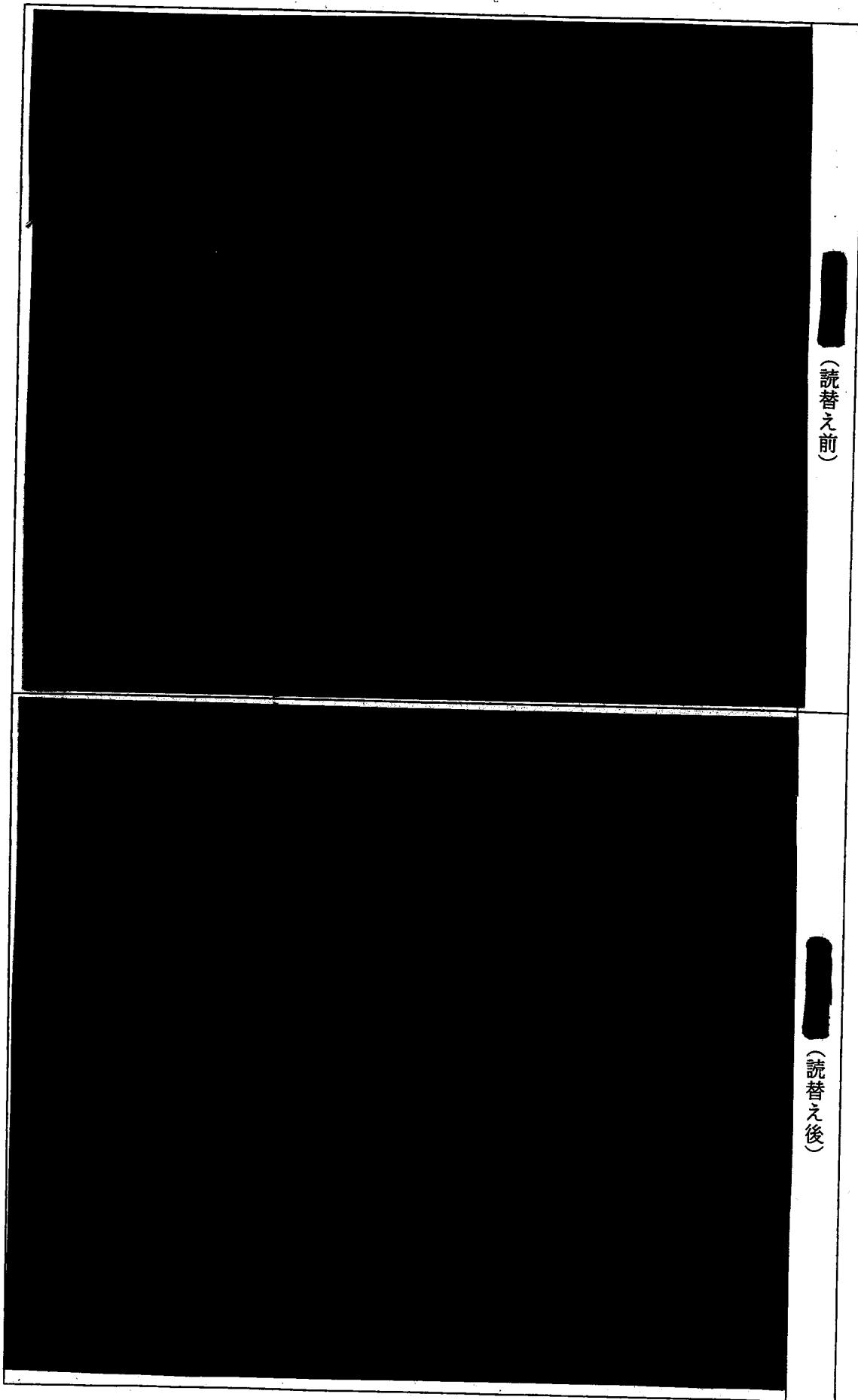
11/09/15



通達書

(読替え前)

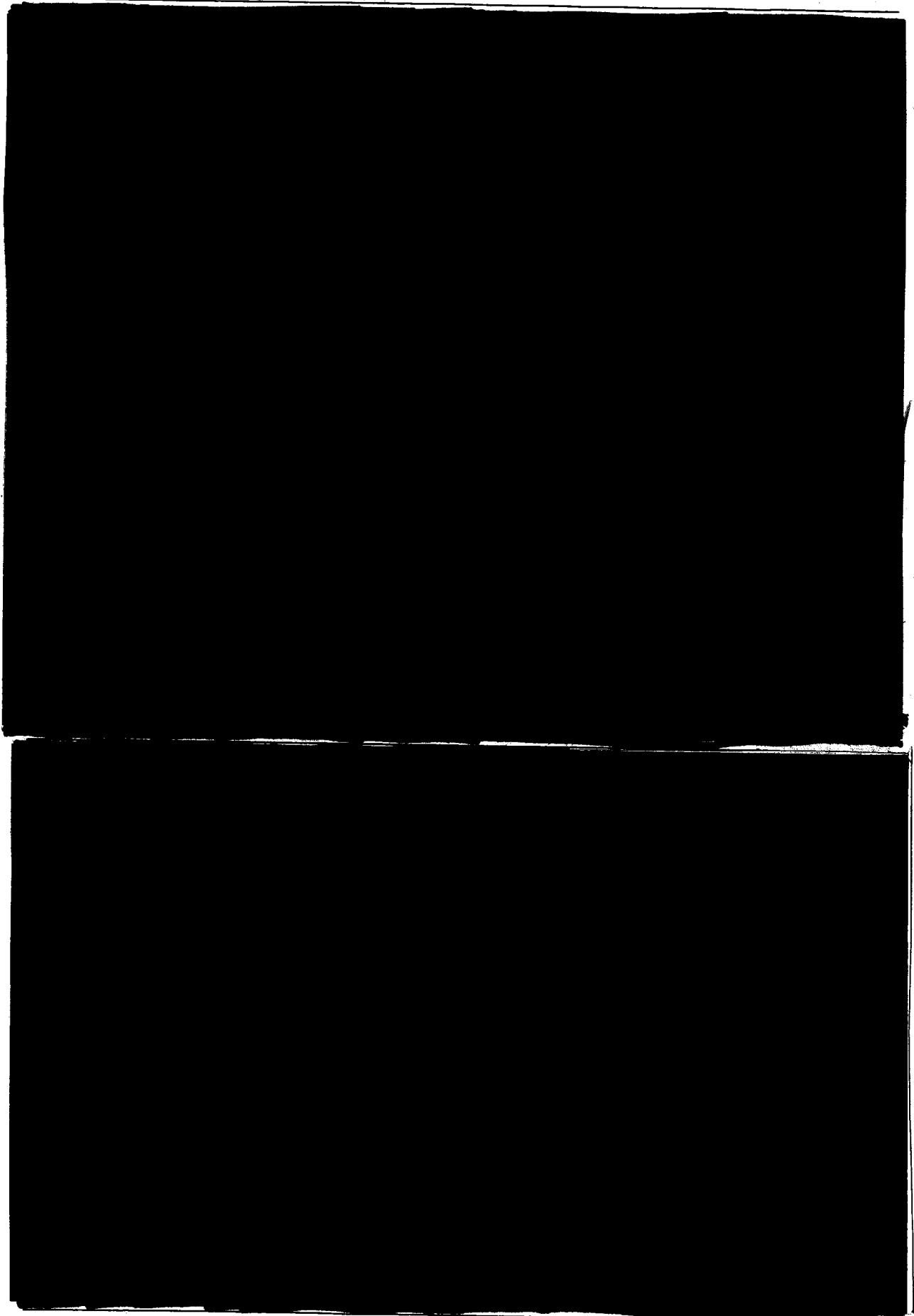
(読替え後)



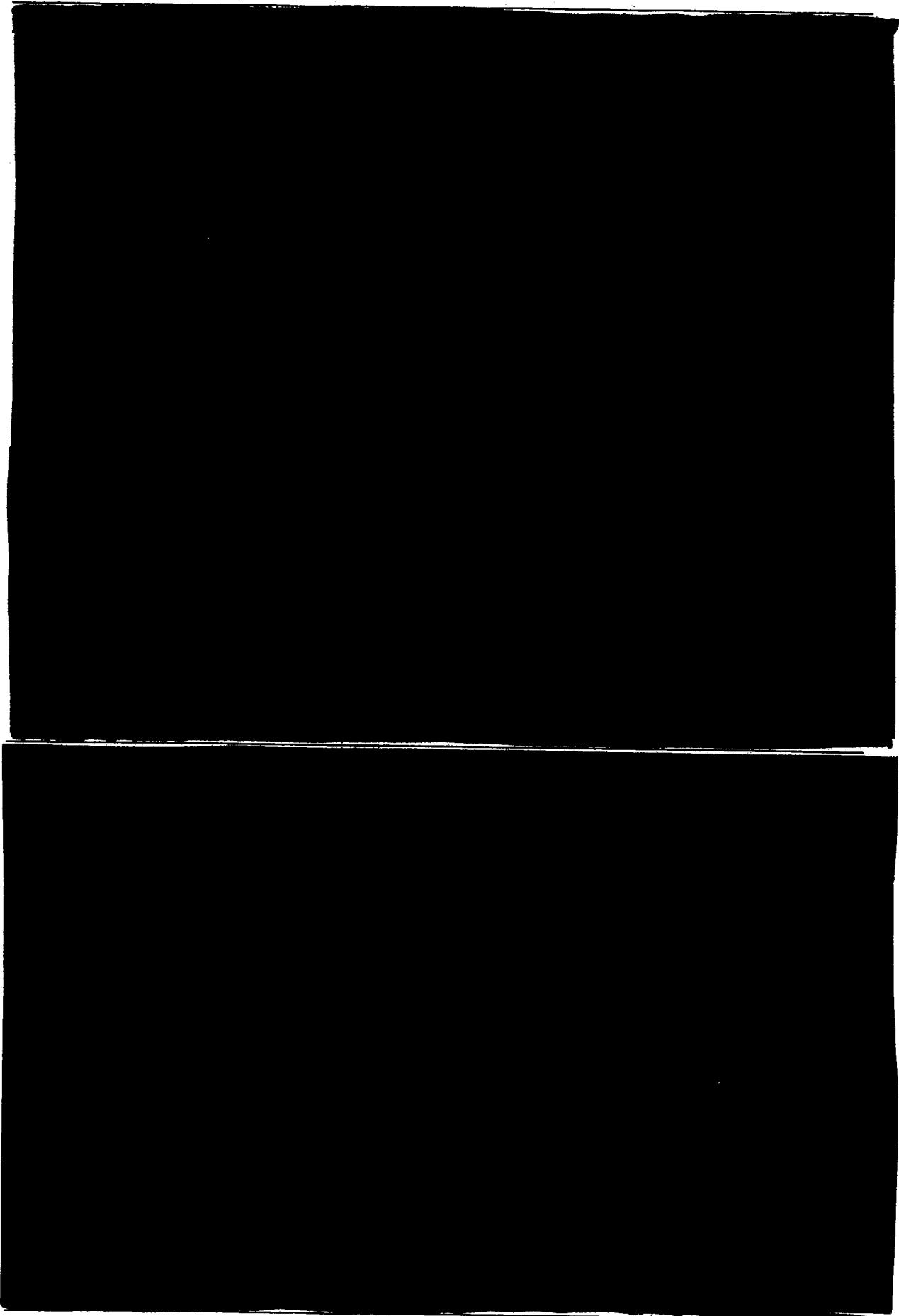
○特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）・自衛隊法対照表

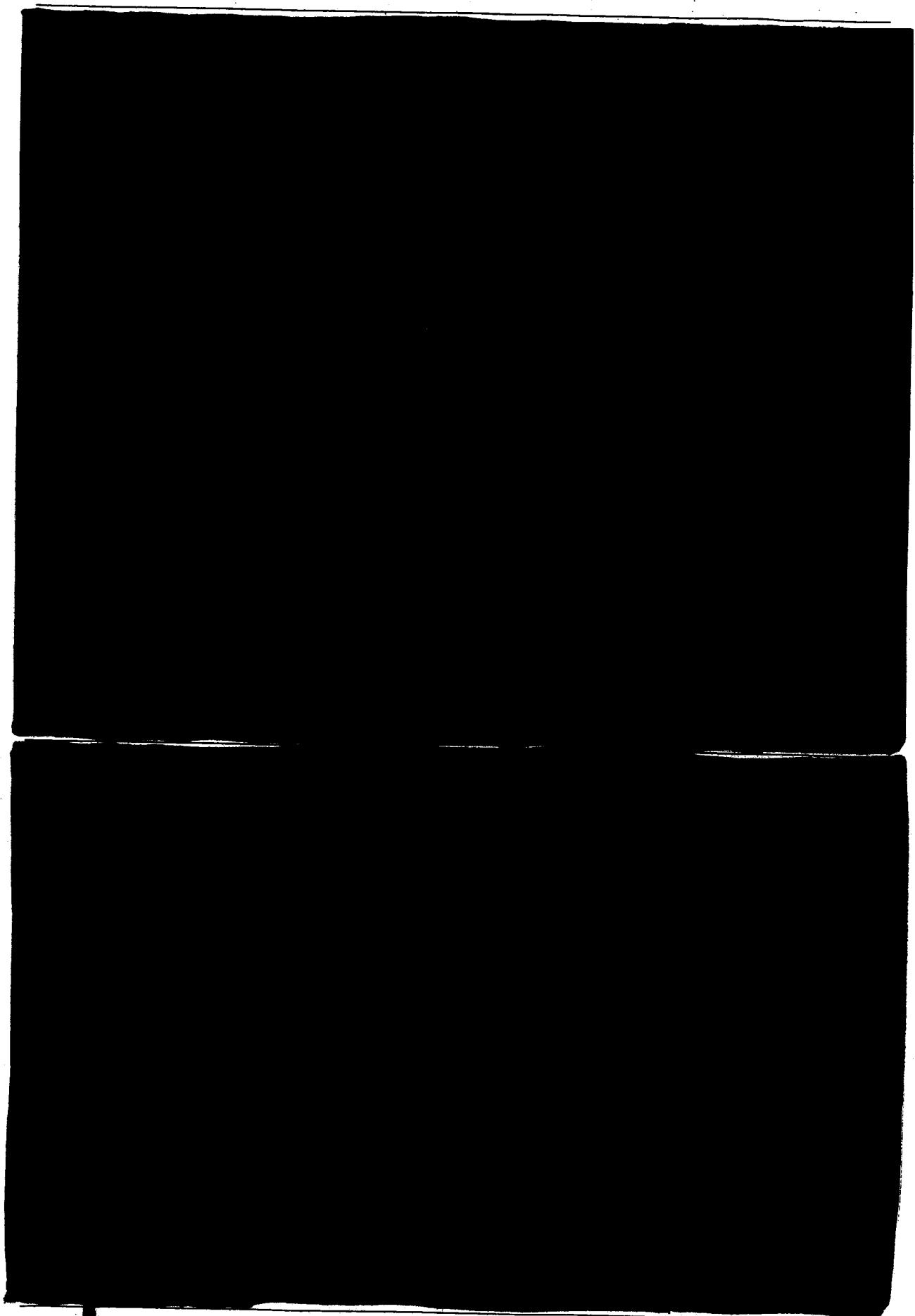
特別秘密の保護に関する法律（仮称）

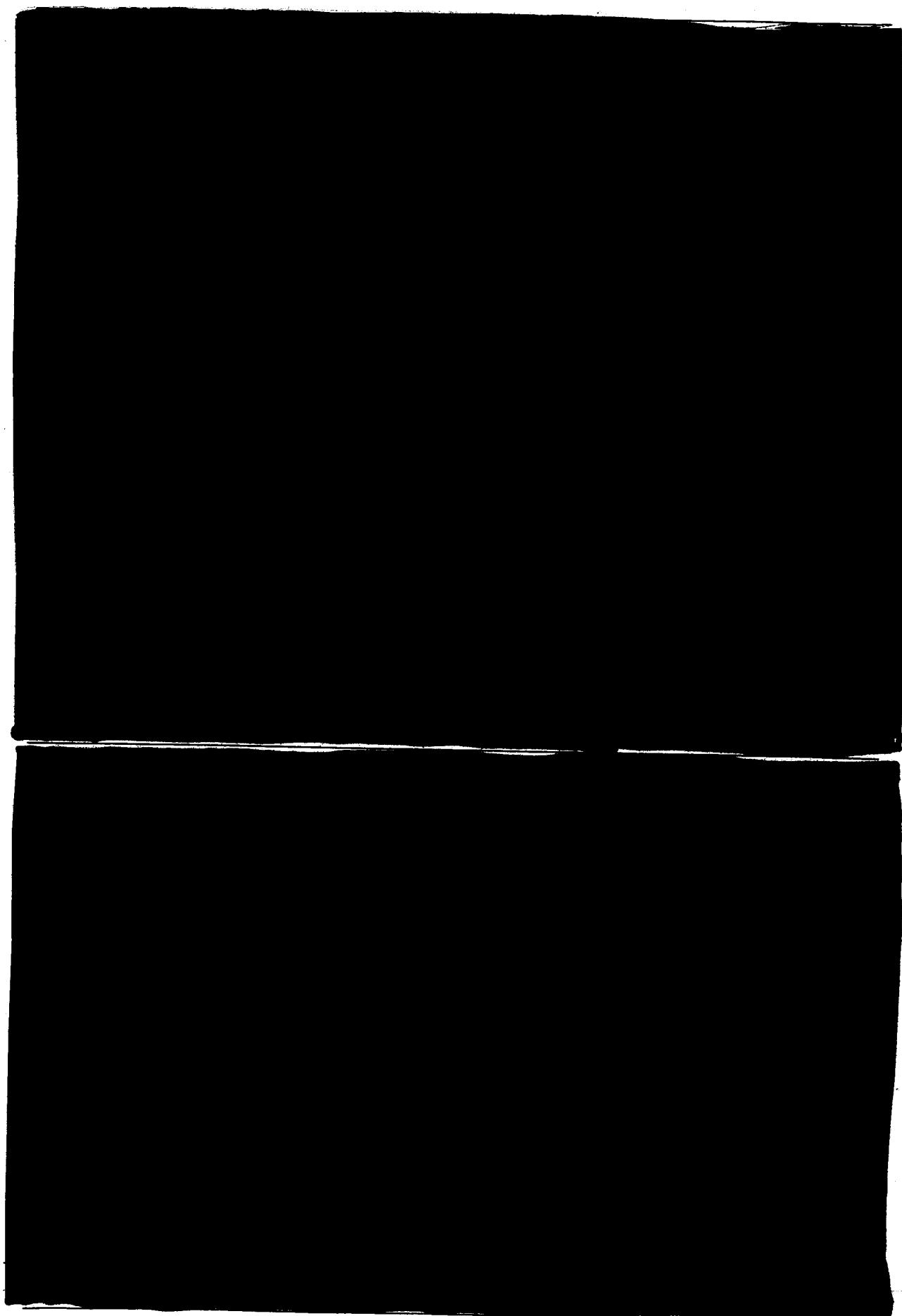
自衛隊法

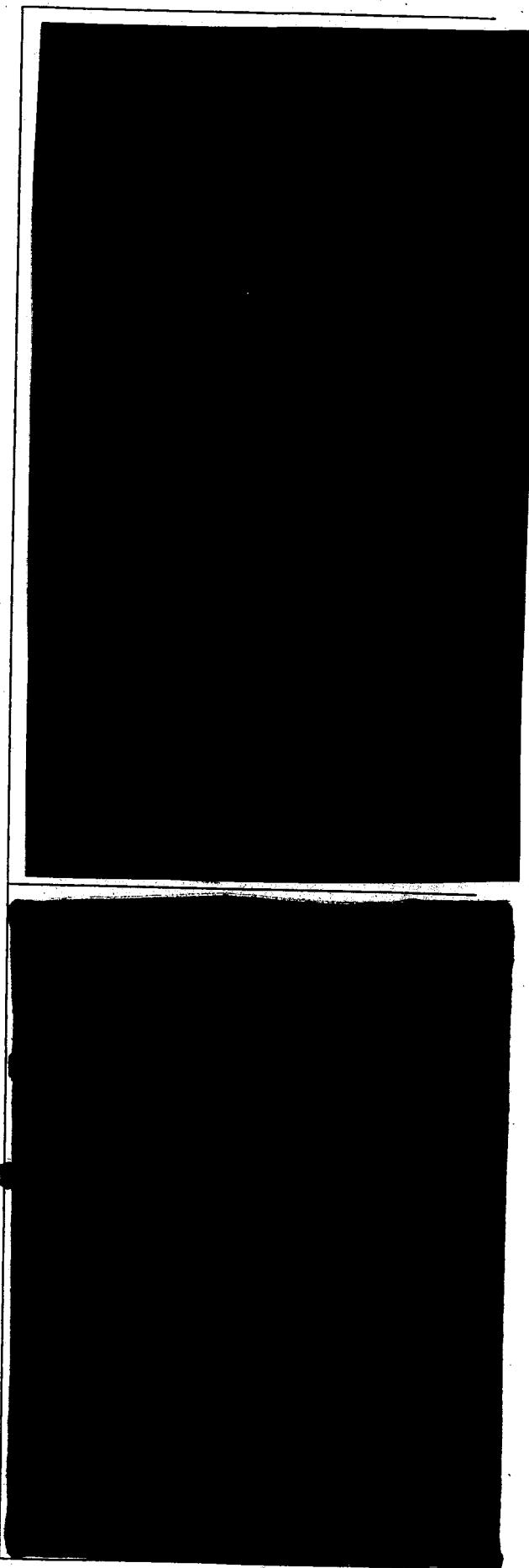


11/09/15



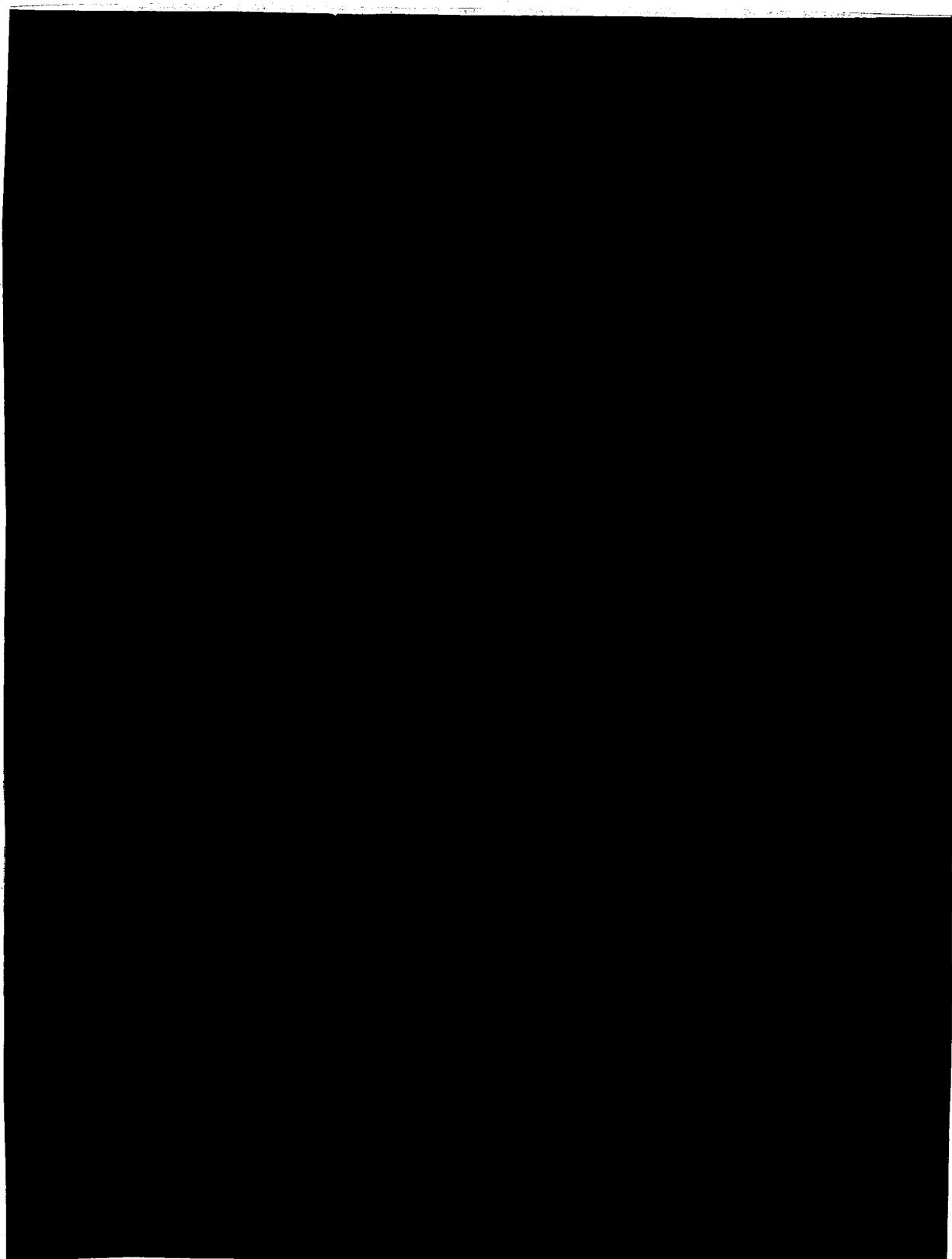


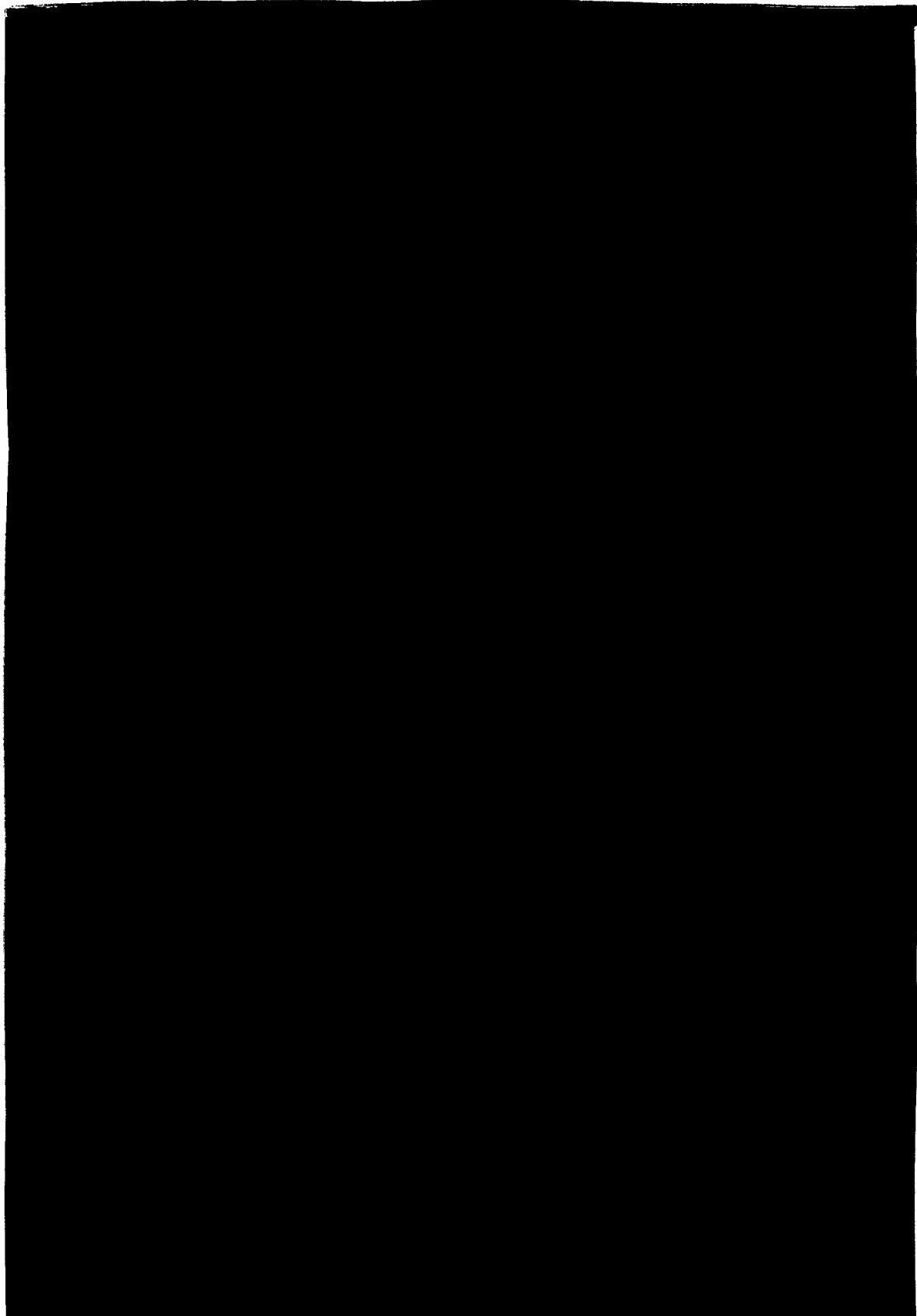




平成23年9月15日
内閣情報調査室

秘密保全法制の必要性について





(別紙1) 主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	<input type="radio"/> 自衛隊法違反 (懲役10か月) <input type="radio"/> 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	<input type="radio"/> MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	<input type="radio"/> 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	<input type="radio"/> MDA秘密保護法違反 (2年6か月猶予4年) <input type="radio"/> 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	<input type="radio"/> 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) <input type="radio"/> 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	<input type="radio"/> 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) <input type="radio"/> 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

(別紙2) 情報共有を促進するまでの情報保全の重要性に関する主な指摘

○ 米国務長官と防衛大臣の会談（平成19年8月）
ライス長官より、情報保全は極めて重要である、今後BMD協力等でセンシティブな情報の共有を進めるに当たっては、情報保全の問題の取り組みが特に重要ななる旨発言。

○ 第2回日豪外務・防衛閣僚協議共同ステートメント（平成20年12月）
14. 閣僚は、情報保全政策の向上に支えられたより緊密な情報共有は、二国間及び日米豪三国間の安全保障協力のあらゆる分野におけるより緊密な協力のための重要な支援となることを強調した。

○ 「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書（平成22年8月）

第二章 防衛力のあり方

第3節 日本周辺地域の安定の確保

① 情報収集・警戒監視・偵察活動の強化

平素からの防衛力の運用は、日本の防衛・安全確保のための抑止力として必要であるが、それは地域の安全保障環境の安定確保にとっても重要である。現在、自衛隊の態勢として、空自レーダーサイト等による日本周辺の上空監視、海自哨戒機による周辺海域航行船舶の状況監視などを行っているほか、日本周辺で軍事的に特異な事象を察知すれば、自衛隊の様々なアセットを用いた情報収集が行えるようになっている。このようなISR活動によって周辺各国の軍事動向を的確に把握し、日本の情報優位を確立すべきである。

今後のISR活動の強化の方向性として、宇宙、サイバー空間、空中、水中などの空間をシームレスに状況監視できることが必要となっていく可能性がある。そのために必要であれば、法改正や無人装備を含め新たな装備導入も検討すべきである。また、ISR活動を支えるため、周辺の友好国・地域との情報協力を強化すべきであり、そのためにも日本の情報保全の強化が必要である。

第四章 安全保障戦略を支える基盤の整備

第1節 内閣の安全保障・危機管理体制の基盤整備

② 情報機能の強化

また、これまで実施してきた様々なタイプの情報収集に加え、日本が今後、特に力を入れるべき領域として、宇宙やサイバー空間の状況監視、対外人の情報収集（ヒューミント）などが指摘される。日本としては、これらの情報収集・分析能力の強化に取り組むとともに、中長期的に安全保障を目的とした衛星システムの整備に努める必要がある。また、デュアル・ユース技術を利活用して、陸域・海域観測衛星、海洋探査、地理空間情報システムを整備し、日本とその周辺における海洋監視能力を向上させる

必要がある。これら日本が独自に収集した情報を適切に保護するためにも省庁間における秘区分および取扱手続の共通化など、政府横断的な取り組みとして情報保全の強化を一層進めるべきである。なお、情報保全の強化とともに適切な文書管理にも配慮する必要がある。

また、今日の世界で、日本だけで安全保障上の課題に取り組むことは不可能である。インテリジェンスの分野で日本のパートナーを増やし、他国との情報協力を進めるためにも、情報保全機能を強化して日本に対する信頼を増進しなければならない。

こうした情報保全の強化の取り組みに法的基盤を与えるため、秘密保護法制が必要である。

○ 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（平成23年6月）

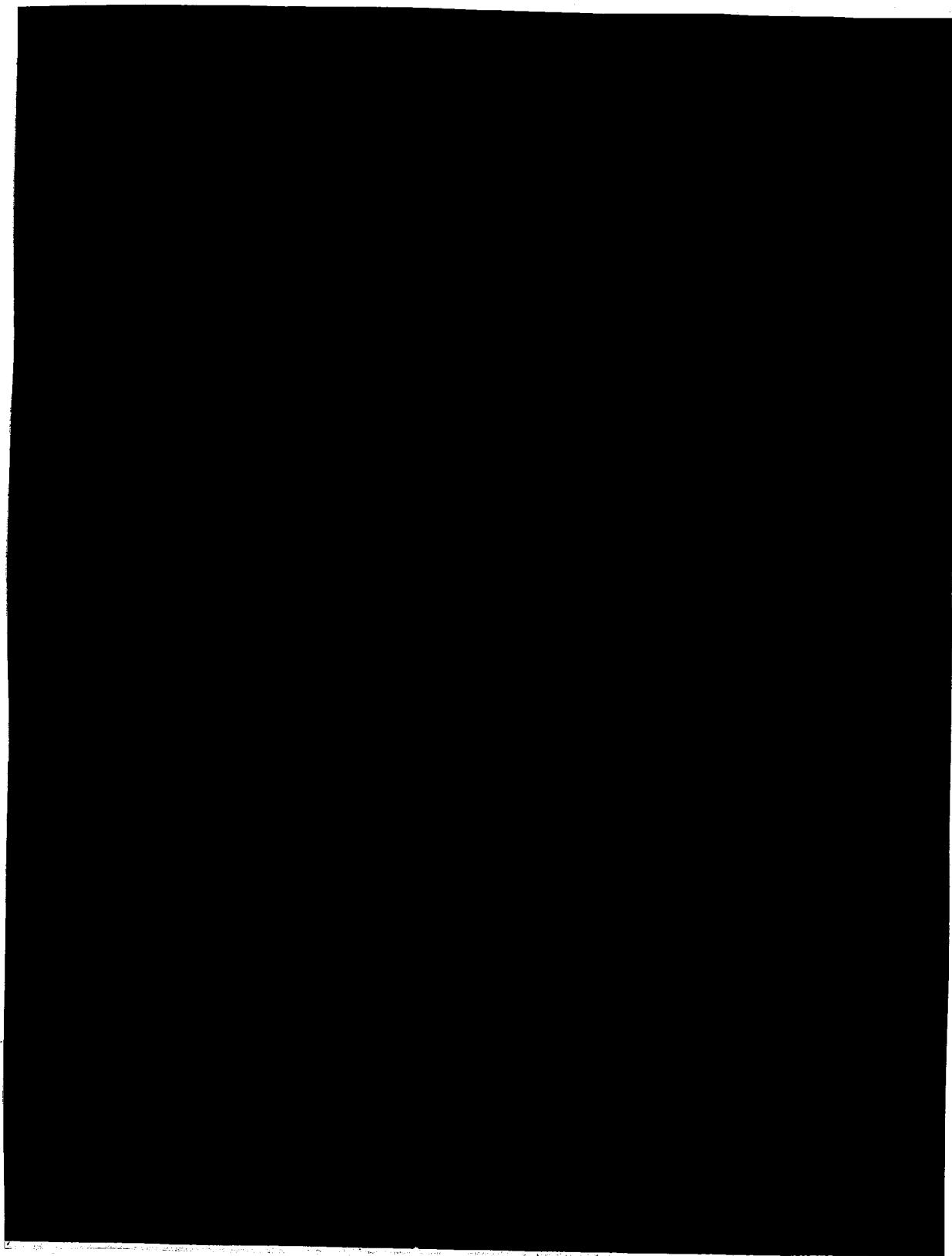
III. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

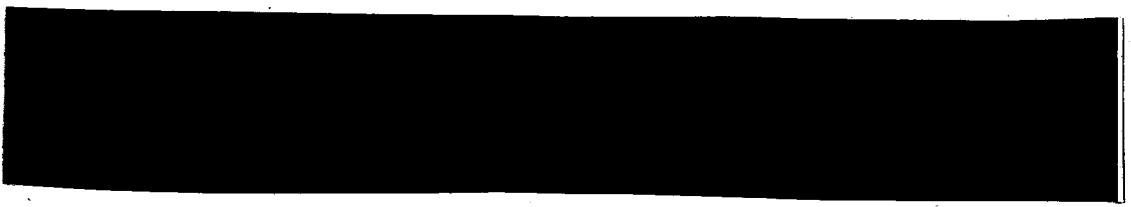
(3) 日米同盟の基盤の強化

- 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

平成23年9月15日
内閣情報調査室

秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野

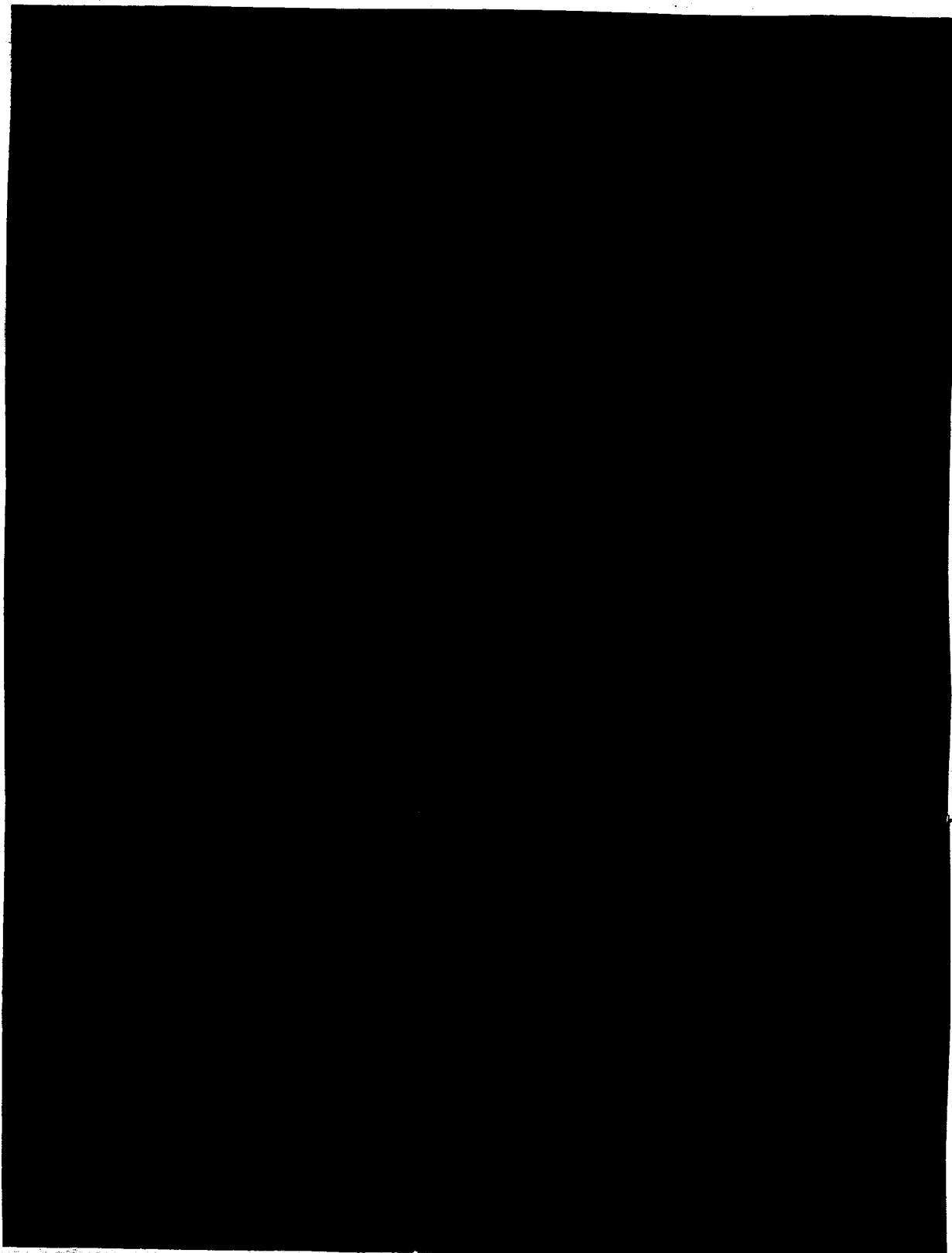




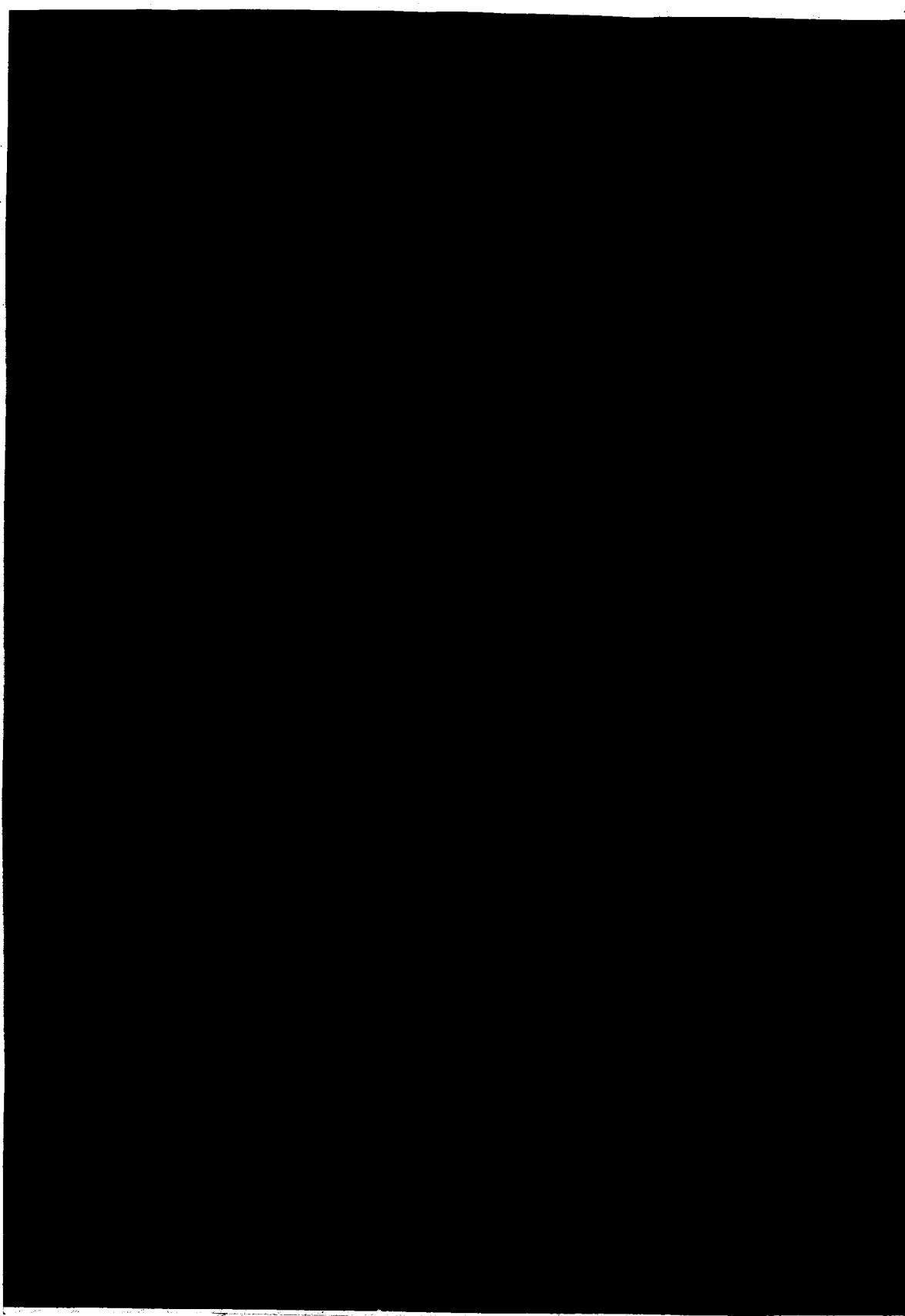
11/09/15 内調内検討中

平成23年9月 日
内閣情報調査室

指定権の所在、指定の効果・調整について（案）



11/09/15 內調內檢討中



*1

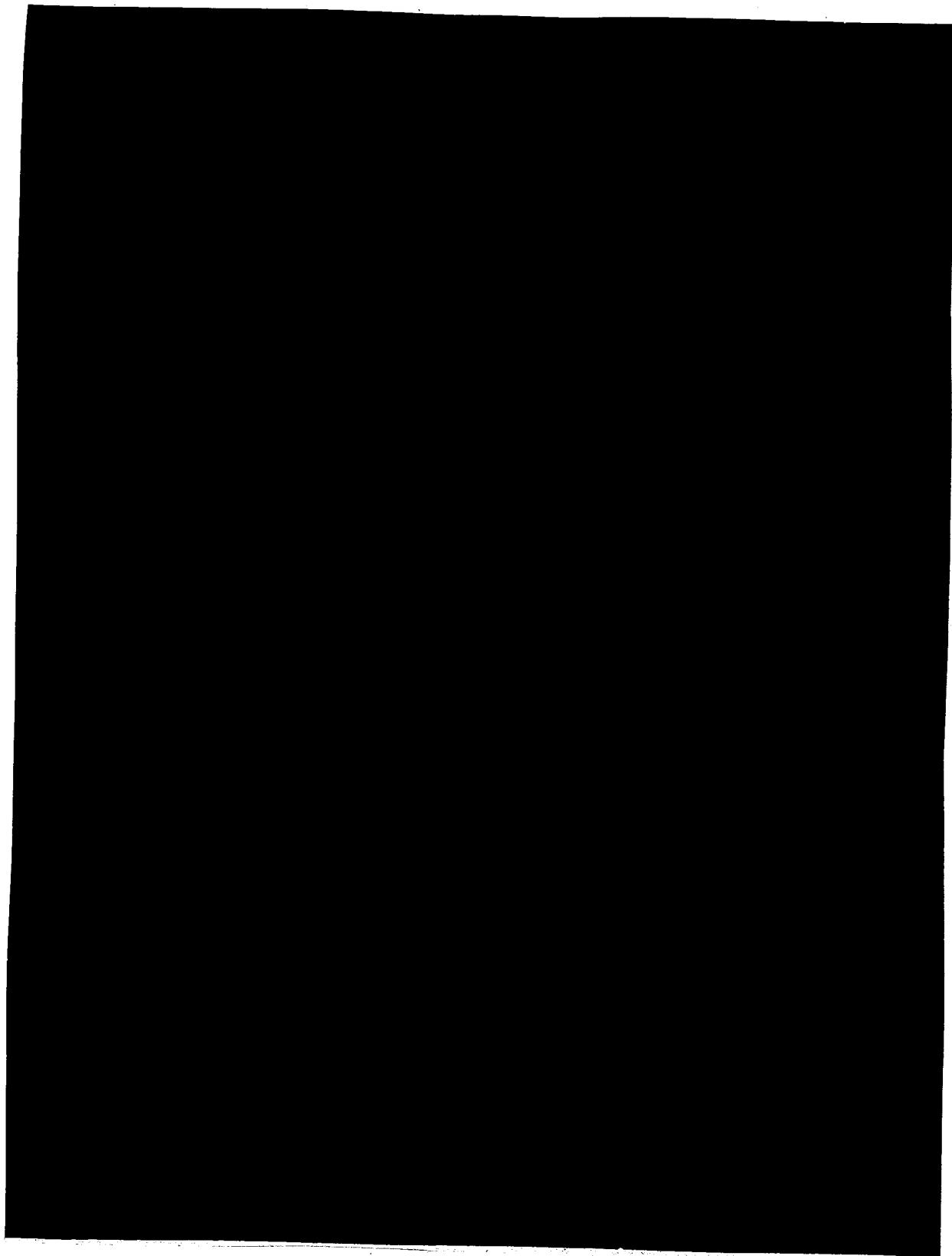
11/09/15 内調内検討中



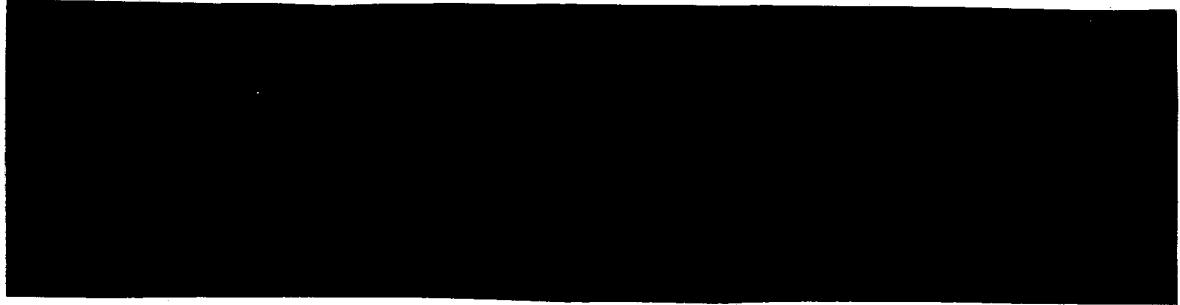
11/09/15内調内検討中

平成23年9月 日
内閣情報調査室

適性評価制度の法制化について（案）



11/09/15內調內檢討中

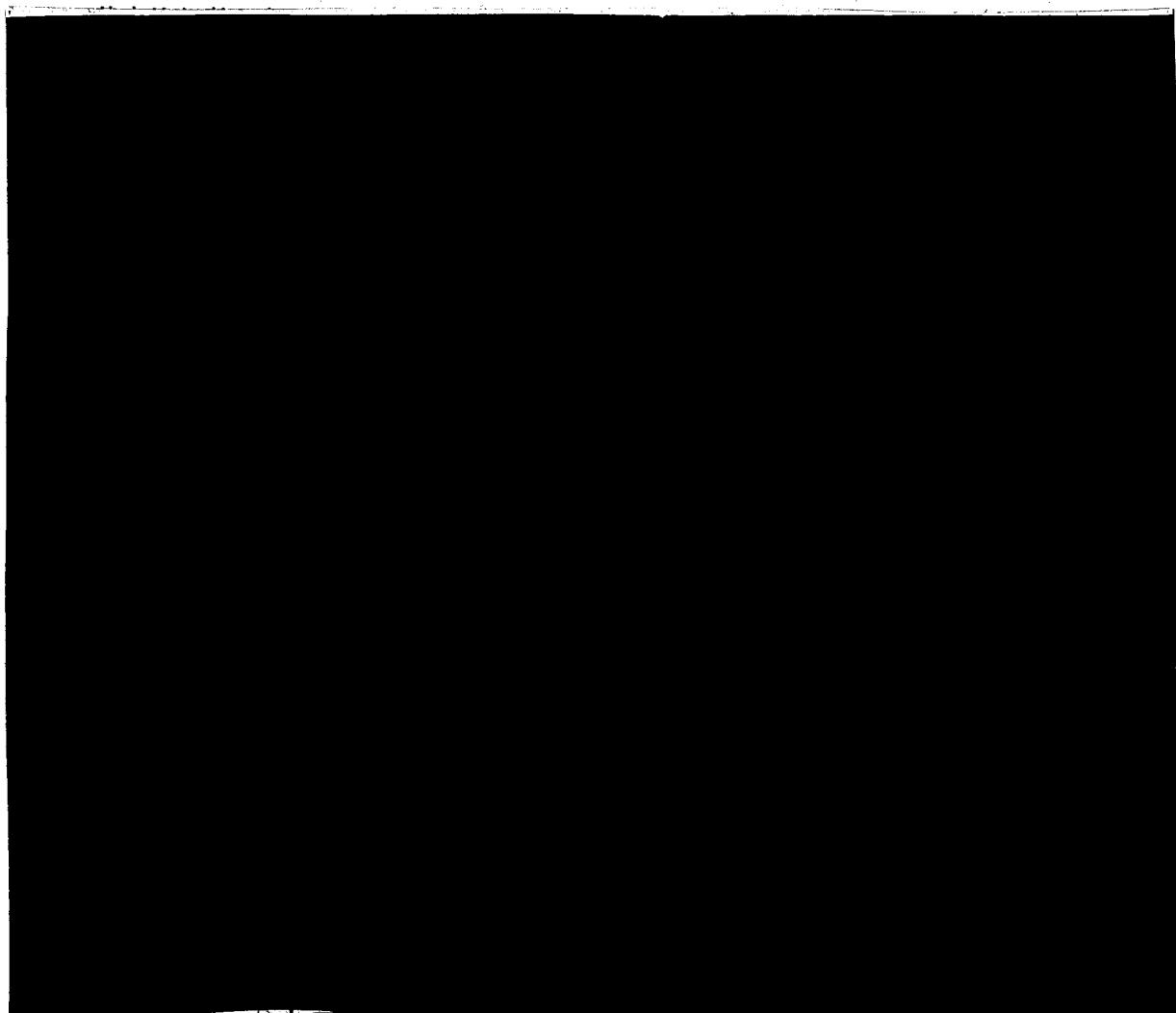


11/09/15内調内検討中

平成23年9月 日

内閣情報調査室

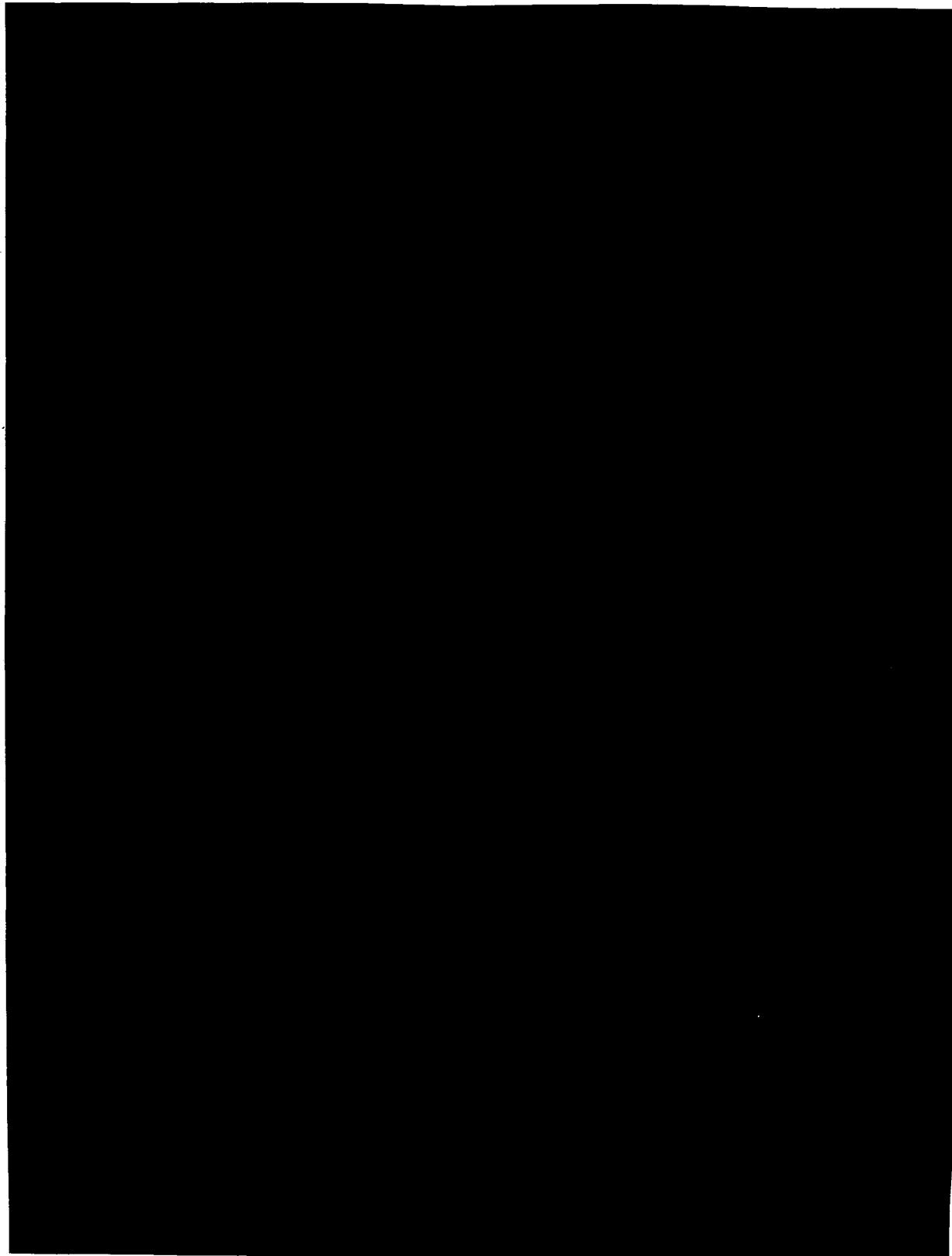
実施権者について（案）



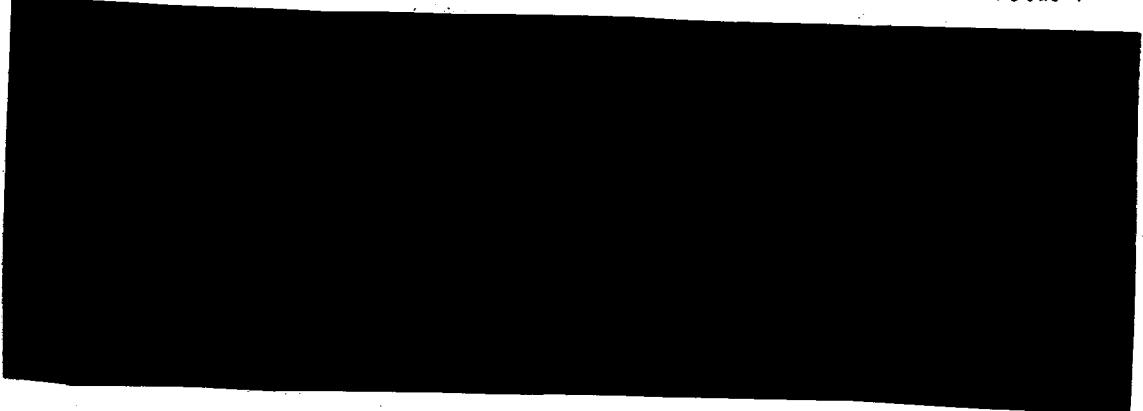
11/09/15内調内検討中

平成23年9月 日
内閣情報調査室

評価の観点と調査事項の関係について（案）



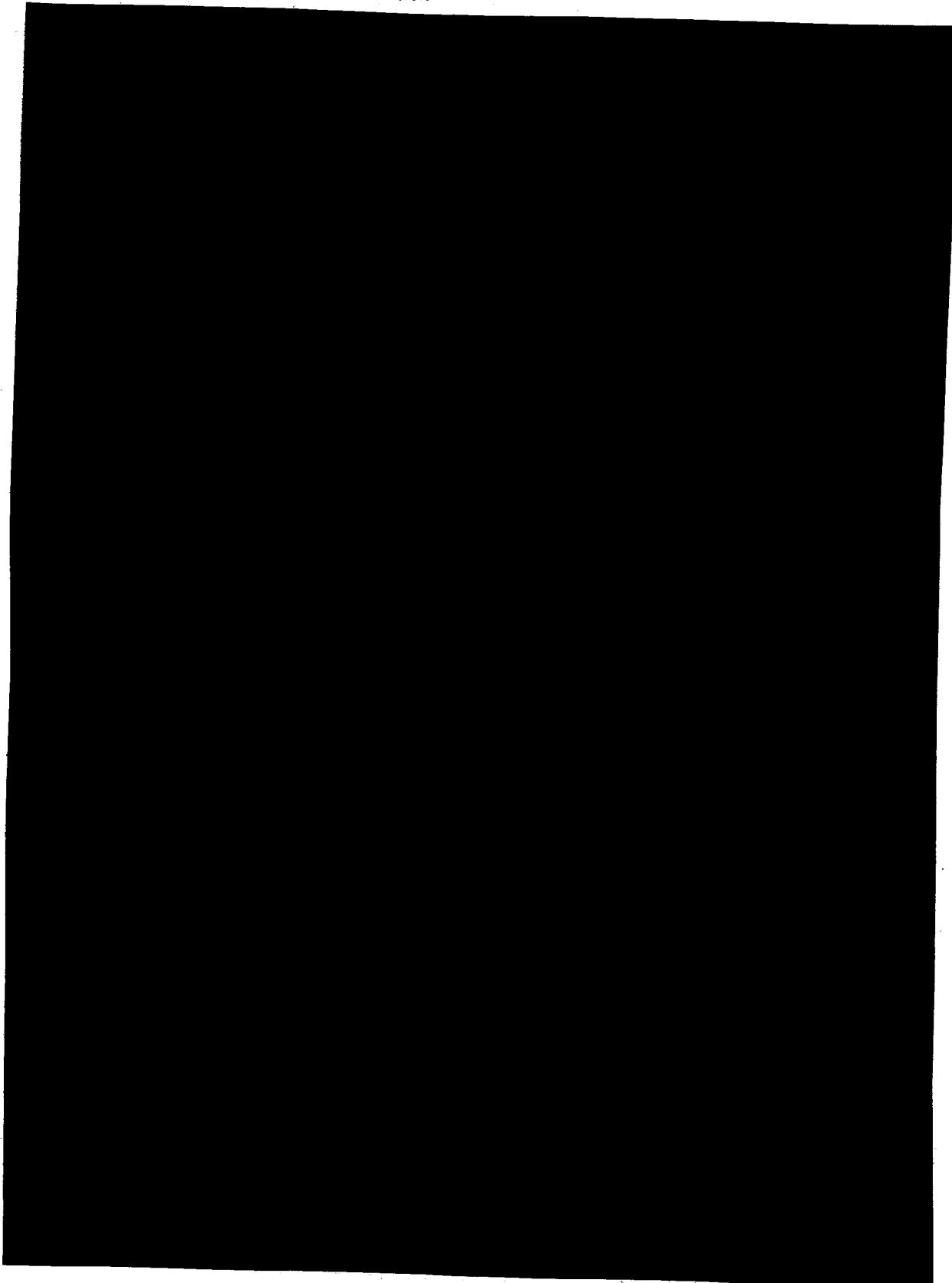
11/09/15內調內檢討中



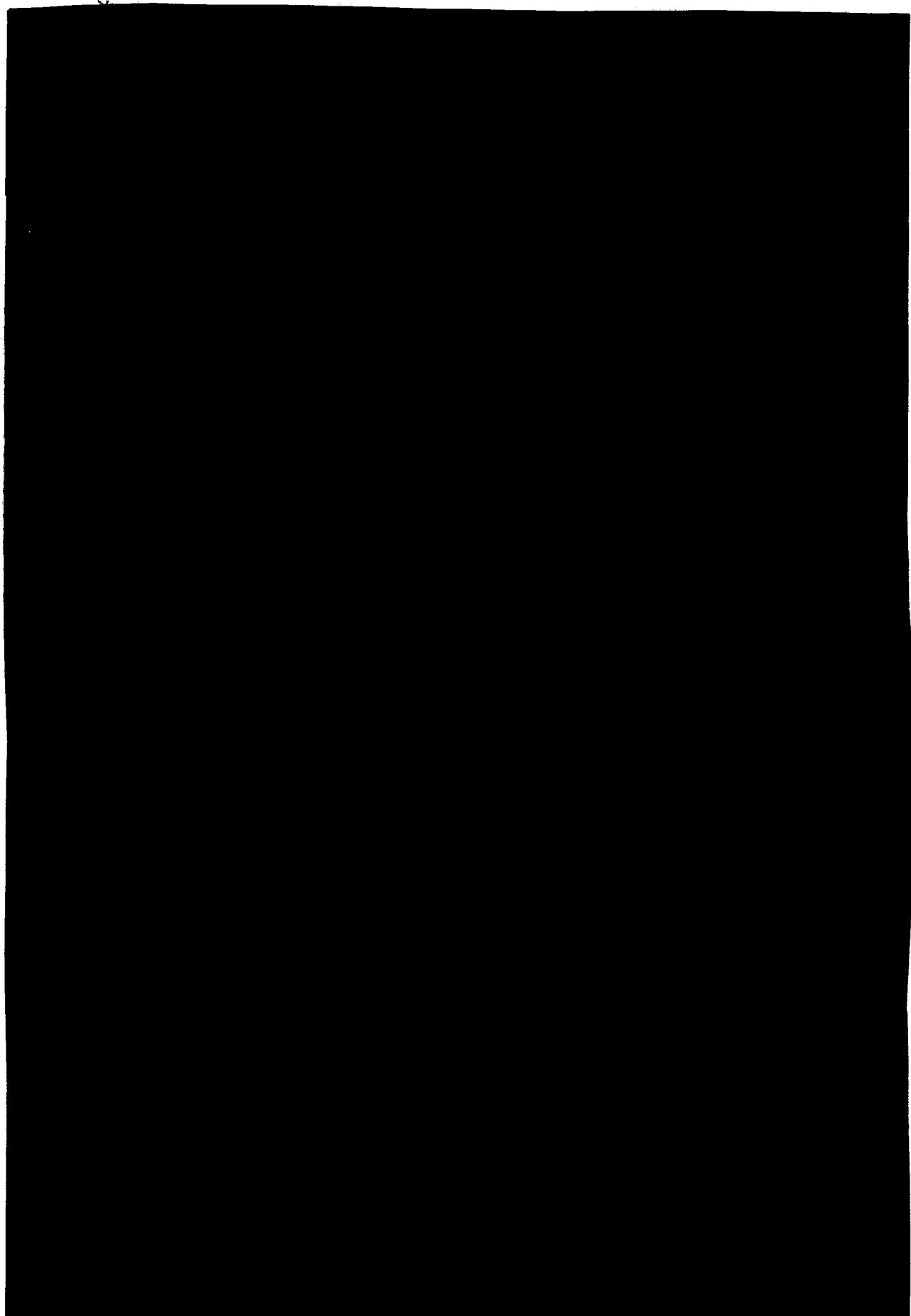
11/09/15内調内検討中

平成23年9月 日
内閣情報調査室

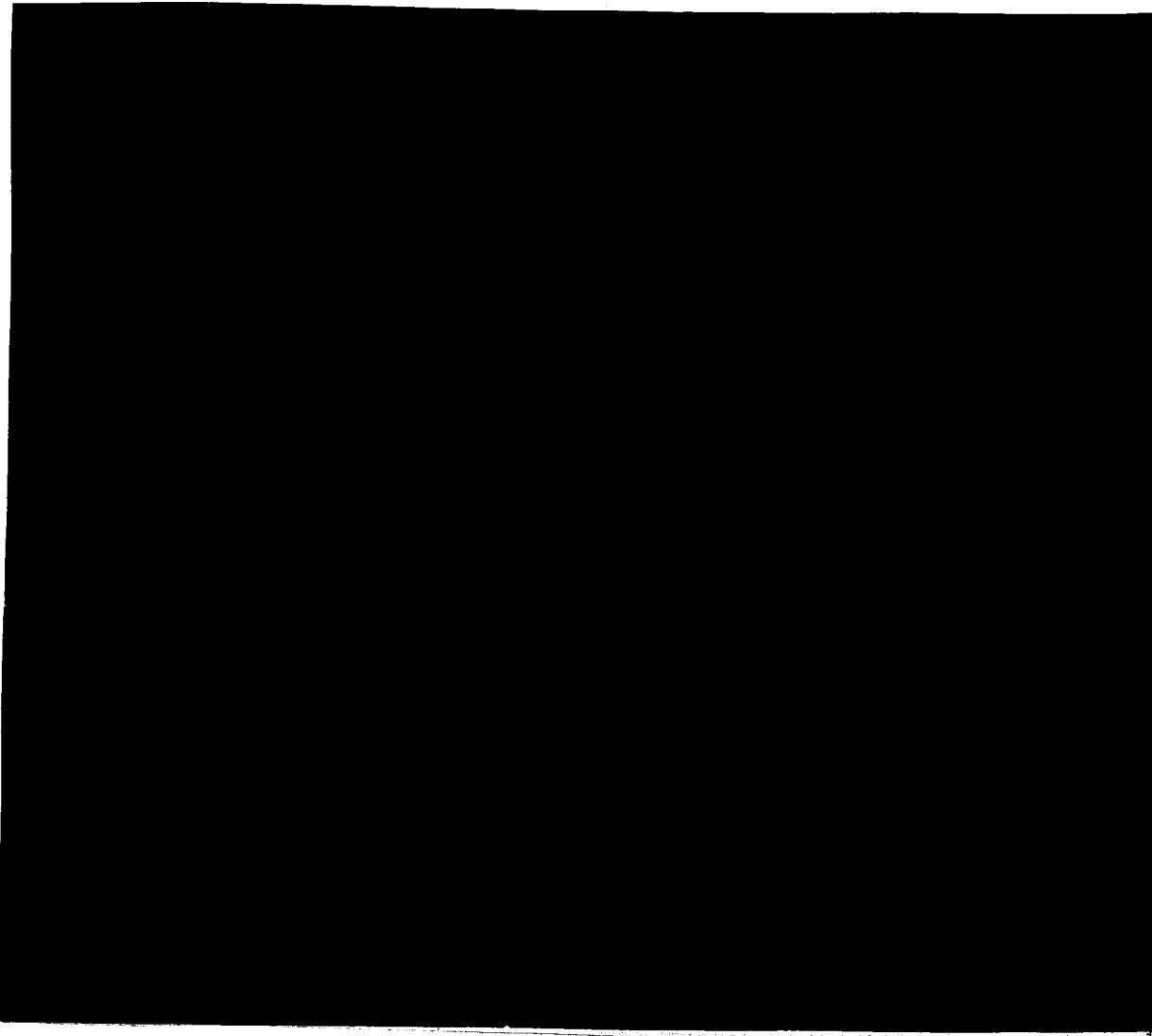
公私の団体への照会について（案）



11/09/15內調內檢討中



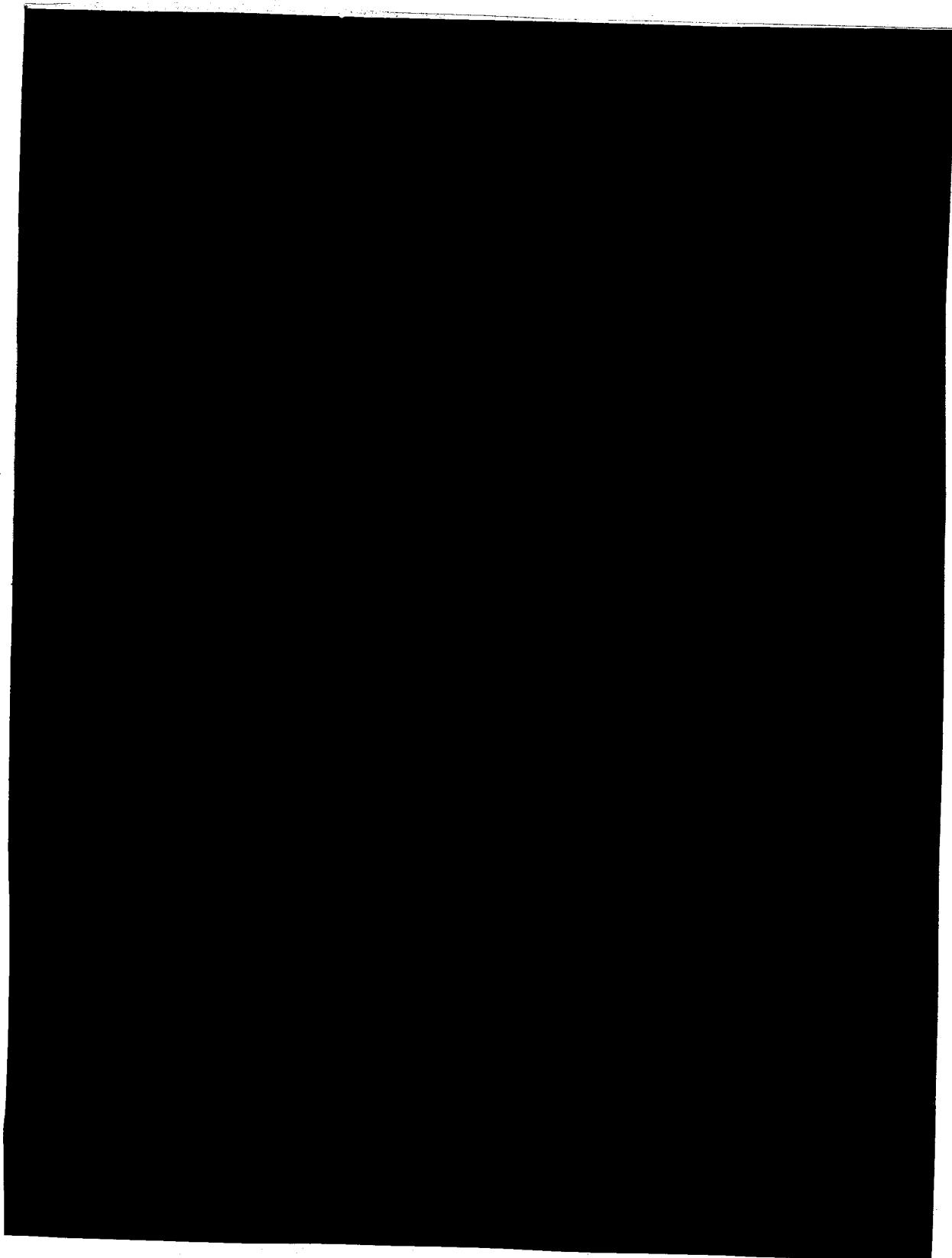
11/09/15內調內檢討中



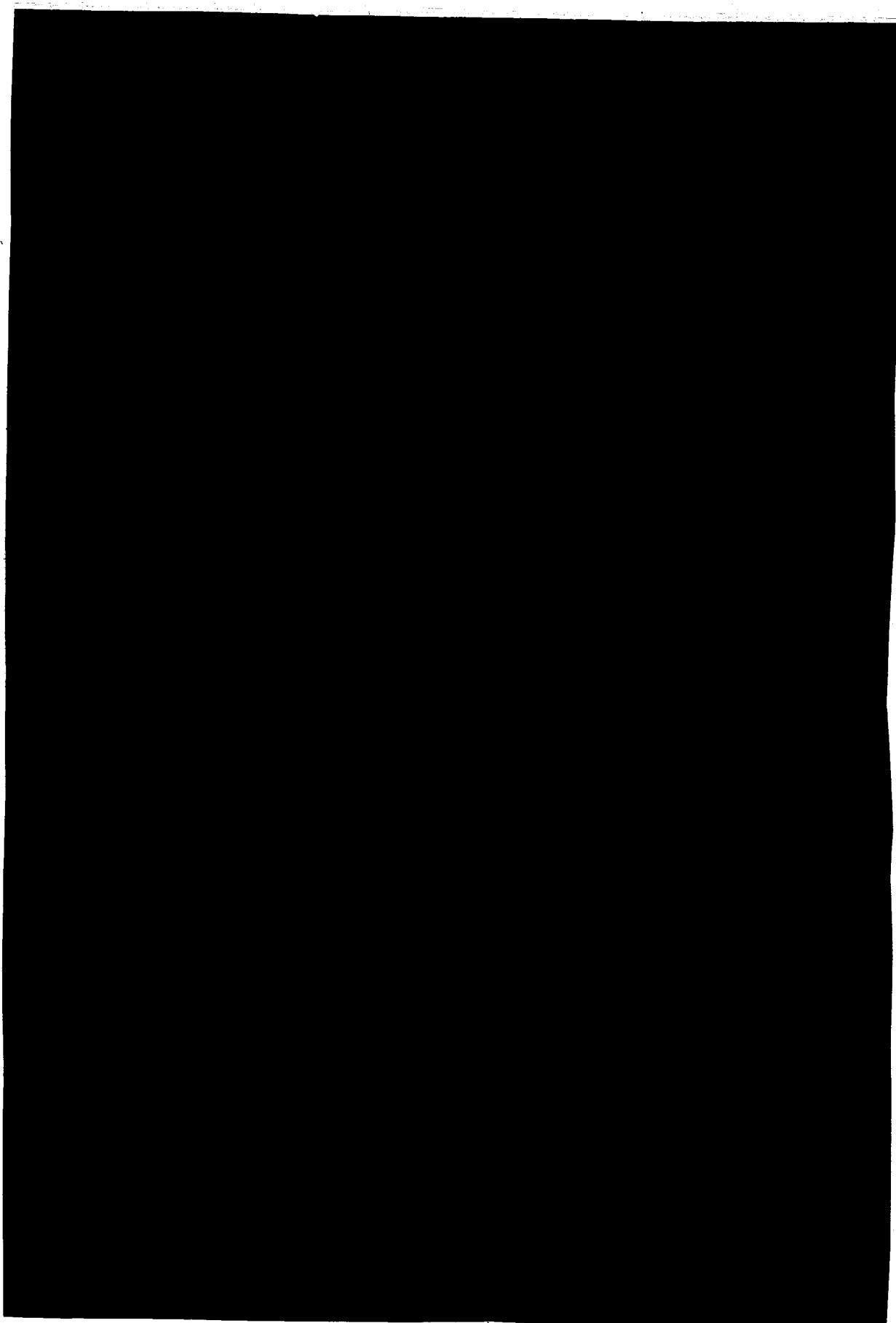
11/09/15内調内検討中

平成23年9月 日
内閣情報調査室

同意の取得について（案）



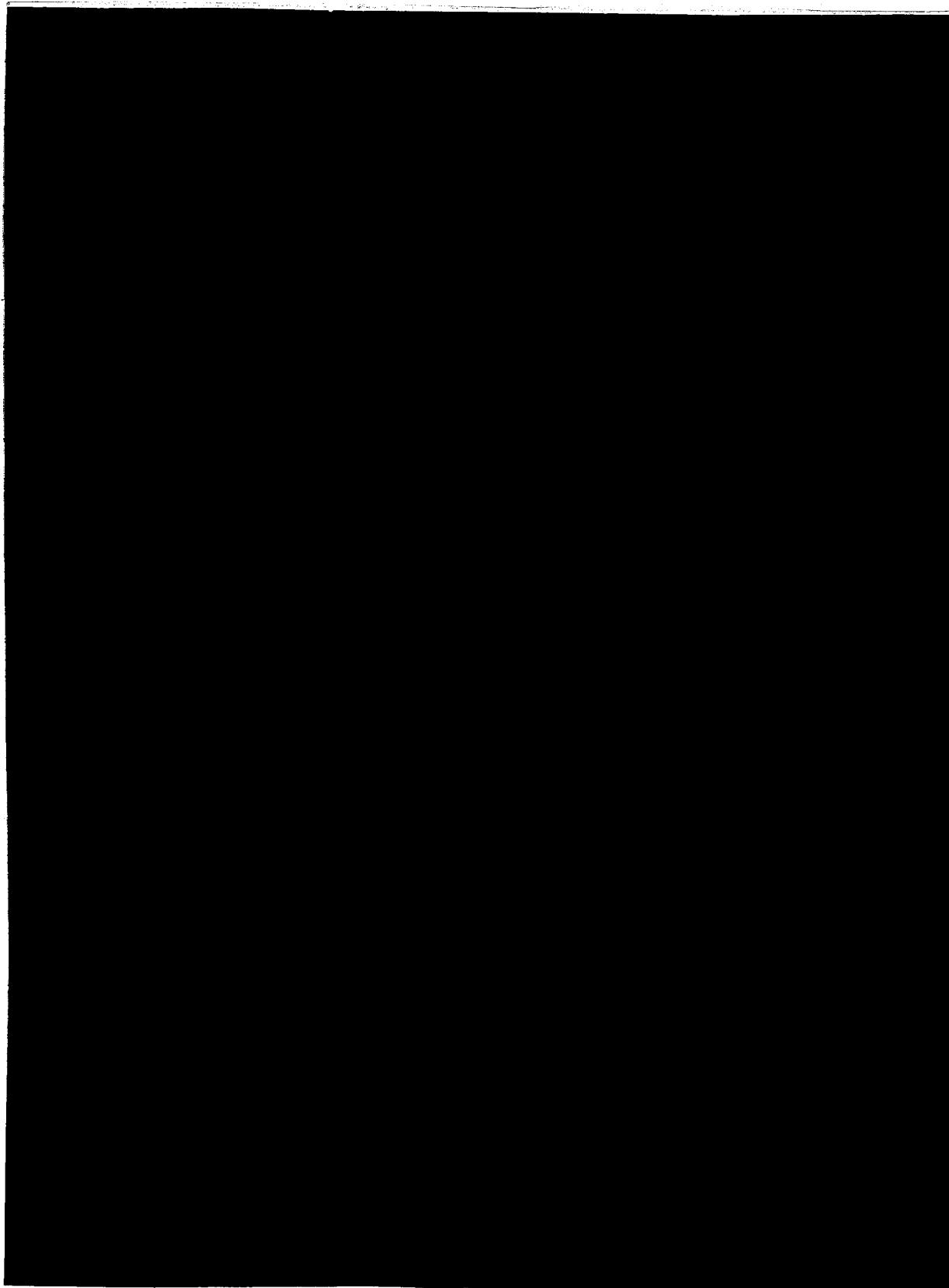
11/09/15內調內檢討中



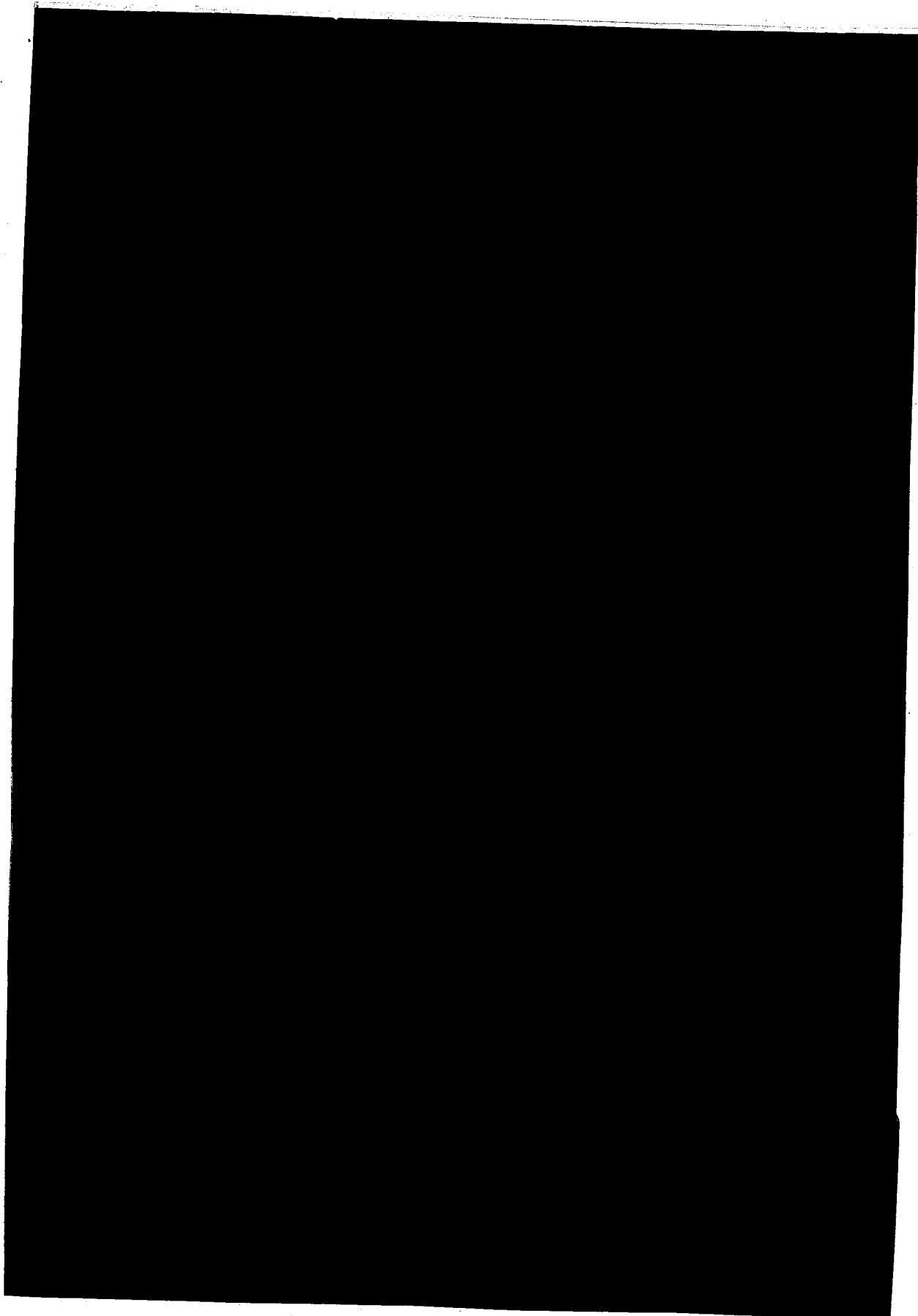
11/09/15内調内検討済み

平成23年9月一日
内閣情報調査室

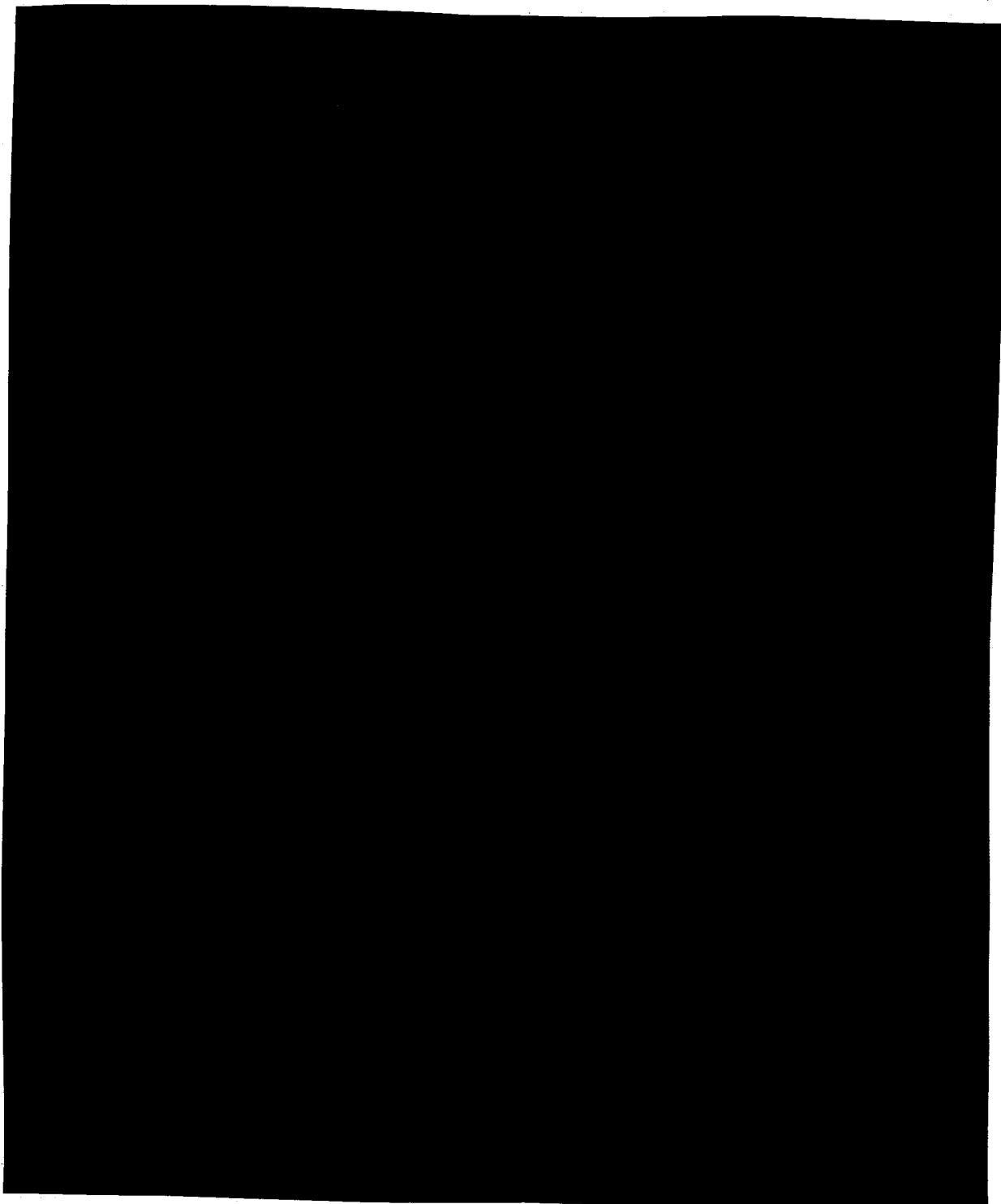
秘密の管理に関する内容の法律事項について（案）



11/09/15内調内検討済み



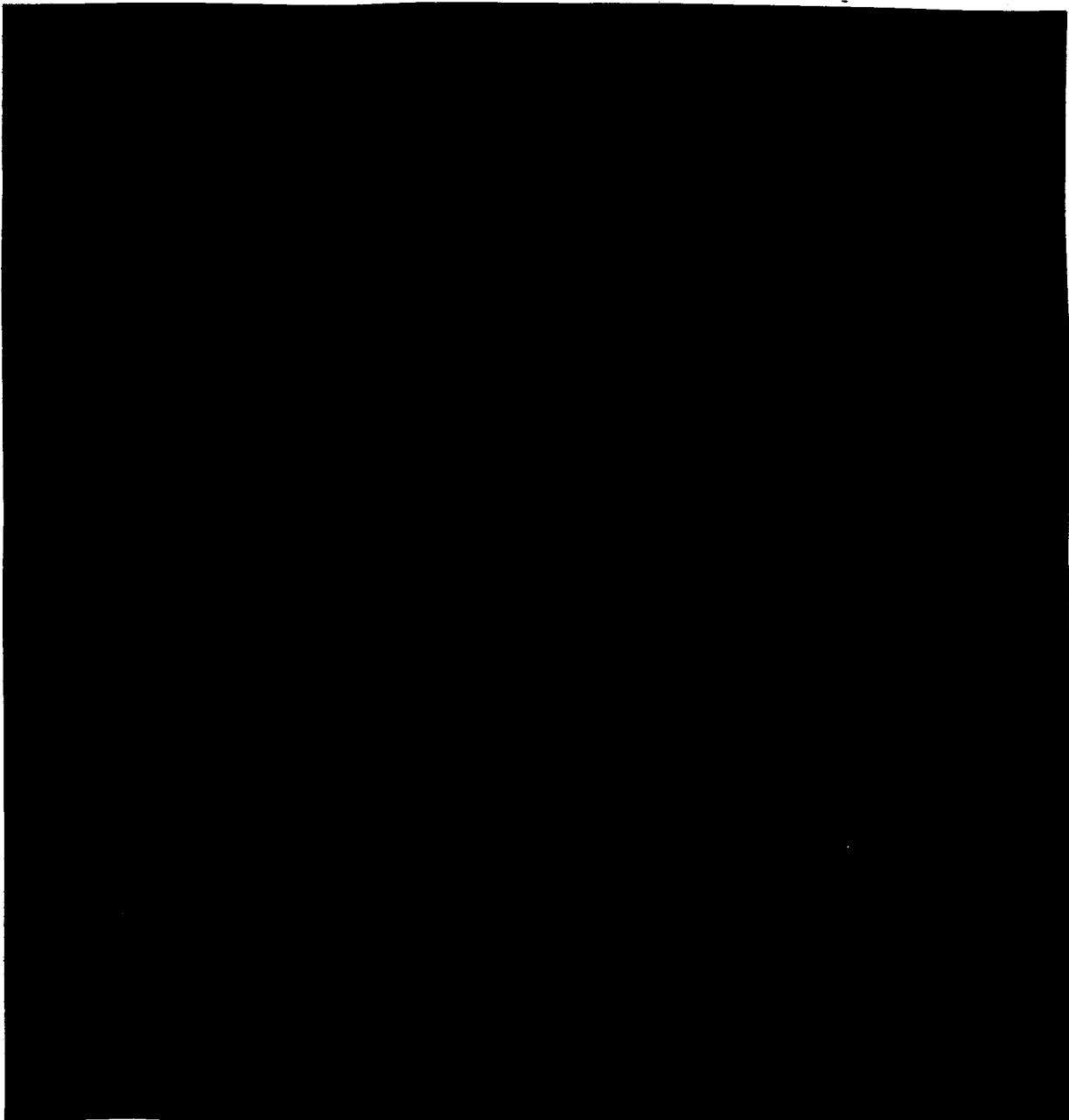
11/09/15内調内検討済み



11/09/15 内調内検討中

平成23年9月 日
内閣情報調査室

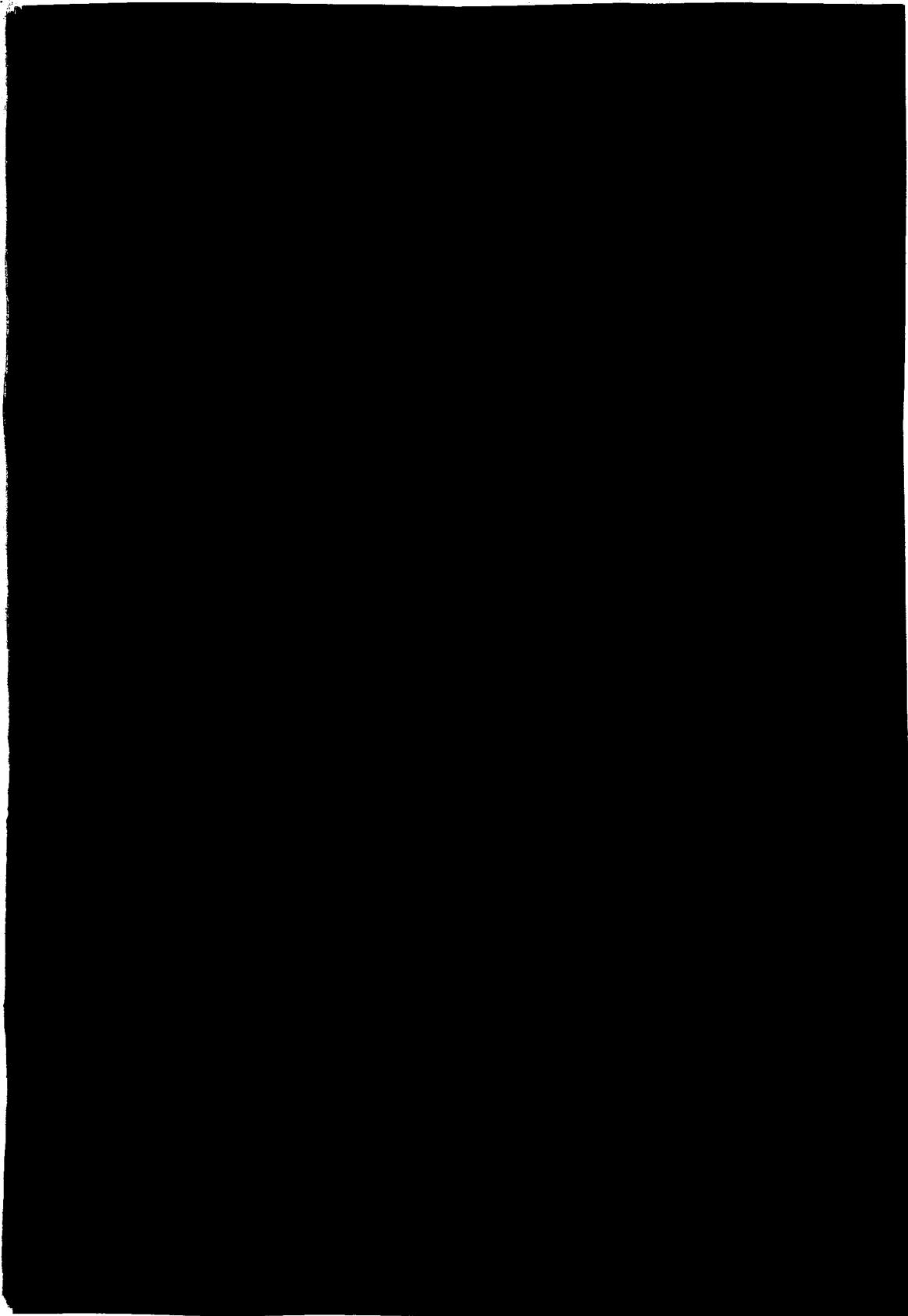
特別秘密の漏えい罪と公務員法上の守秘義務違反罪との関係について（案）



*1

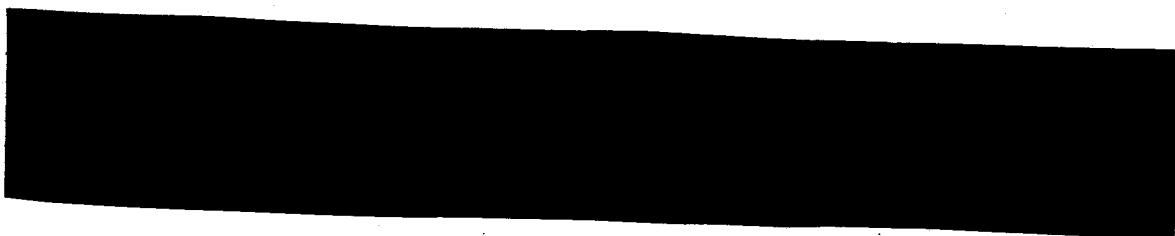
*2

11/09/15 内調内検討中



*3

11/09/15 内調内検討中



*4



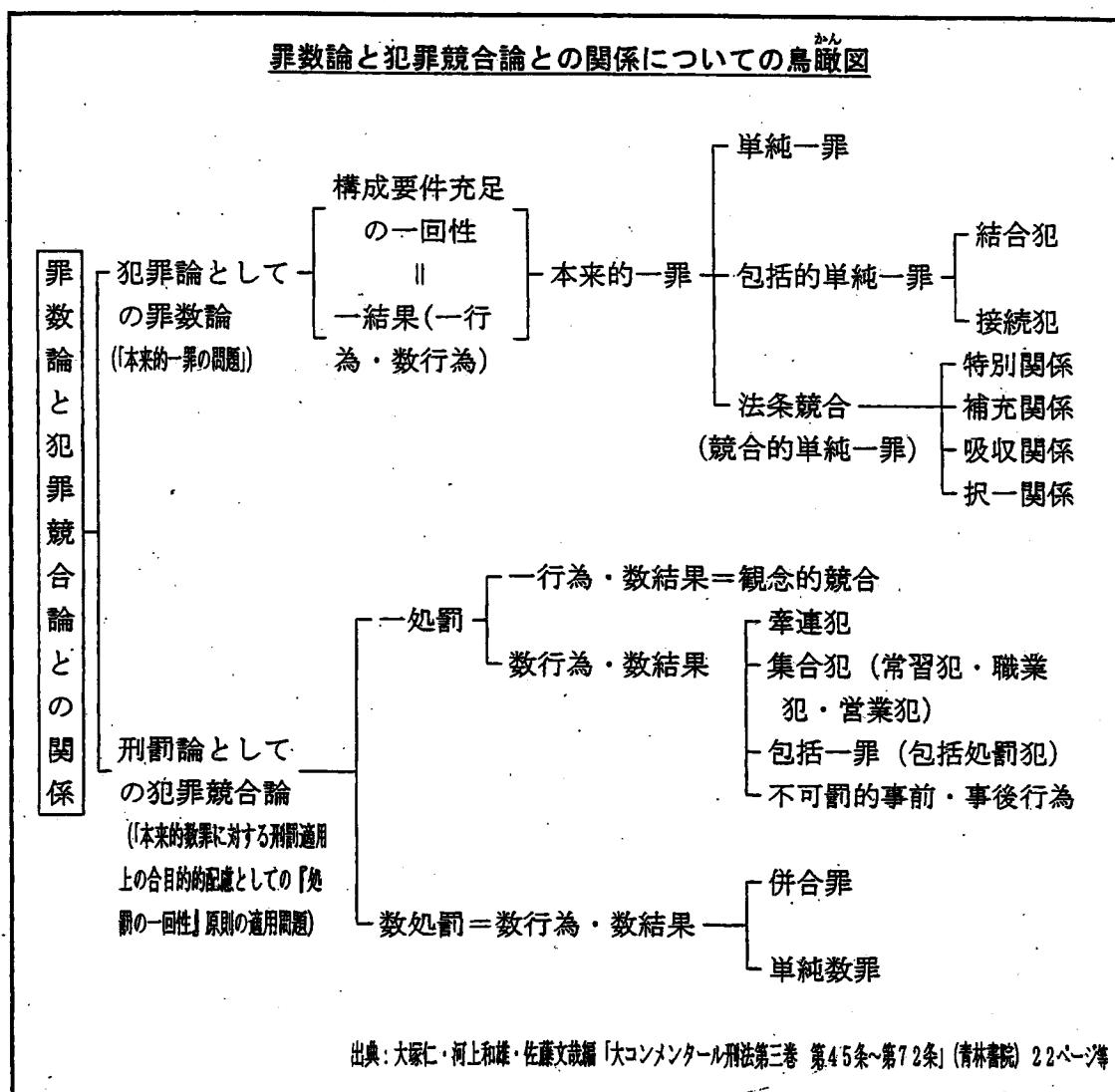
(資料1)国家公務員の守秘義務違反罪一覧

種別	根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
特別職国家公務員	特命全権大使	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、 政府代表又は全権委員の顧問及び隨員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員(隊員)	自衛隊法	118条1項1号、59条1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会长、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律	93条、39条 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護 審査会設置法	18条、4条8項 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に 関する法律	145条、123条 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3 8項 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32 7項 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

平成13年8月17日
情報保全企画室

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第59条第1項並びに第118条第1項柱書き及び同項第1号に規定する罪と自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案による改正後の自衛隊法第122条第1項に規定する罪との関係について

- 1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員（以下、単に「隊員」という。）が自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案による改正後の自衛隊法（以下「改正自衛隊法」という。）第122条第1項に規定する罪を犯した場合、自衛隊法第59条第1項に規定する秘密が結果的に防衛秘密を包含する関係となっていることから、改正自衛隊法第122条第1項に規定する罪（以下「防衛秘密漏えい罪」という。）と自衛隊法第59条第1項並びに第118条第1項柱書き及び同項第1号に規定する罪（以下「守秘義務違反罪」という。）との関係をどのように整理するかが問題となる。
- そこで、まず、両者の関係を検討する前提として、罪数についての全体構造を整理をすると次の図のとおりとなる。



2 刑法上の評価は格別、自然観察的にみた場合、隊員が防衛秘密漏えい罪を犯したとき、同時に守秘義務違反を犯していることは明らかであり、罪数論と犯罪競合論との関係についての鳥瞰図（以下単に「図」という。）に従えば、これを1行為とみなすか、数行為とみなすか、また、1結果とみなすか、数結果とみなすかという問題に帰着する。

この場合の組み合わせとしては、(ア)1行為・1結果、(イ)1行為・数結果、(ウ)数行為・1結果、(エ)数行為・数結果の4通りの組み合わせが考えられるが、(ア)及び(ウ)は共に1結果であり、図において、本来の一罪として一括りにされることとなることから、①本来の一罪、②1行為・数結果、③数行為・数結果の3つの場合について、順次検討することとしたい。なお、単純一罪でないことは明白であるので、これについては、検討しない。

3 以下、まず、本来の一罪について検討する。

(1) まず、結合犯である。結合犯とは、それぞれ独立して犯罪となる複数の行為に区分できる一連の行為を結合して、1個の犯罪として構成する場合をいうものとされている。例えば、強盗罪（刑法（明治40年法律第45号）第236条第1項）は暴行・脅迫とそれによる盗取との結合犯であり、強盗殺人罪（刑法第222条）は、強盗罪（刑法第236条）と殺人罪（刑法第199条）の結合犯とされる。この場合、暴行罪（刑法第208条）・脅迫罪（刑法第222条）・窃盗罪（刑法第235条）に分割されたり、強盗罪と殺人罪とに分割されたりすることはない（藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」（有斐閣）224ページ参照）。本件について、守秘義務違反罪と防衛秘密漏えい罪とを結合する犯罪規定がない以上、結合犯を検討する必要はない。

(2) 次に、接続犯である。接続犯とは、一連の数個の犯罪行為がそれぞれ同一の構成要件を充足しながら、これらが同一の法益侵害を志向し、かつ時間的・場所的に接近しているため、全体を包括的に観察し、一罪として評価すれば足りるものというとされる。最高裁判所の判例（昭和24年7月23日判決）に現れた事例としては、2時間の間に同一倉庫から3回にわたって米俵を盗んだ場合が挙げられる（藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」（有斐閣）557ページ参照）。守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とはこのような例に当てはまるものではないことから、接続犯も検討する必要ないと解する。

(3) 続いて、法条競合の場合である。法条競合とは、条文上数個の構成要件に該当するようみえるが、実は構成要件相互の関係で1個の構成要件にしか該当しない場合をいう（前田雅英著「刑法総論講義第三版」（東京大学出版会）471ページ参照）。

法条競合は、図にあるように、一般に次の4種類に分類される。

- ① 特別関係 一個の行為が2つの刑罰法規に該当するようみえるが、その2つの刑罰法規が一般法と特別法の関係に立つ場合をいう。この場合、特別法のみが適用される（「特別法は一般法を拒否する（Lex specialis derogat legi generali.）」）。例えば、業務上横領行為は、業務上横領罪（刑法第253条）に該当するのみならず横領罪（刑法第252条）にも該当するようみえるが、業務上横領罪しか成立しない。
- ② 補充関係 基本となる構成要件を補充する構成要件が定められている場合をいい、

基本となる構成要件に該当しない場合にのみ補充する構成要件に該当する。例えば、殺人未遂罪（刑法第199条及び第203条）は殺人既遂罪（刑法第199条）が成立すればその適用の余地がなく、建造物等以外の放火罪（刑法第110条）は、現住建造物等放火罪（刑法第108条）や非現住建造物等放火罪（刑法第109条）が成立しない場合にのみ問題となる。

③ 吸収関係 ある構成要件該当行為が、ほかの構成要件該当行為を通常随伴する場合で、前者のみをもって評価すれば足りる場合をいう。例えば、一般には、人を殺す際に着衣を損傷したとき、殺人罪により着衣の器物損壊罪（刑法第261条）が吸収され、住宅を焼き払った行為については刑法第108条の適用により刑法第260条の建造物損壊罪の適用が無用となる場合であるとされる。

④ 択一関係 1つの行為に適用可能な複数の構成要件が存在し、それらが相互に両立し難い意味を意味し、それらの内の1個のみが適用される。例えば、横領罪（刑法第252条）と背任罪（刑法第247条）、未成年者誘拐罪（刑法第224条）と営利誘拐罪（刑法第225条）がその例とされる。

（4） 特別関係については、一般法に対して、刑が加重されるか、軽減されるかにより、「加重的法規の特別関係」の場合と「軽減的法規の特別関係」の場合とに分類される。

加重的法規の特別関係にあるものとしては、上述の業務上横領罪（刑法第253条）と単純横領罪（刑法第252条）のほか、常習賭博罪（刑法第186条第1項）と単純賭博罪（刑法第185条）、強姦罪（刑法第177条）と強制わいせつ罪（刑法第176条）、尊属遺棄罪（刑法第218条第2項）と単純遺棄罪（刑法第217条）、自衛隊法第121条又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第5条に規定する罪と器物損壊罪（刑法第261条）等があり、軽減的法規の特別関係にあるものとしては、同意殺人罪（刑法第202条）と普通殺人罪（刑法第199条）、森林窃盗罪（森林法（昭和26年法律第249号）第197条又は第198条）と窃盗罪（刑法第125条）等がある。

これらの関係は、「いわば大きな円（一般法）が小さな円（特別法）を全面的に包摂する場合である」（平野龍一著「刑法総論II」（有斐閣）411ページ）とされる。守秘義務違反は、犯罪の主体が隊員に限られ、その保護法益も服務規律の維持とされるのに対し、防衛秘密漏えい罪は、犯罪の主体が「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」として隊員に限らず、その保護法益も秘密の保護そのものとすることから、両者の関係は「大きな円（一般法）が小さな円（特別法）を全面的に包摂する」とはいえず、両者の関係は、特別関係にあるとはいえないものと考える。

なお、隊員についてだけみれば、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とが法条競合（特別関係）となるとする考え方もある。この場合、防衛秘密漏えい罪には、隊員に関しては2つの側面がある、すなわち、秘密の保護だけでなく、服務規律の維持も併せて保護法益としているとするものである。

しかしながら、この考え方は、次の点で妥当ではないと考える。

① 仮に防衛秘密漏えい罪に、服務規律の維持の要請までも入れ込んでいるとすれば、隊員以外の者と同じ刑罰をもって法が臨んでいることについて合理的な説明

がつかないこと。すなわち、保護法益が、秘密保護に加え、服務規律の維持も含まれると考へるのであれば、隊員については、単に秘密保護だけを目的としている規定よりも重い刑罰が當てられてしかるべきところ、そのような構成にはなっていないこと。

② 防衛秘密漏えい罪は、秘密の保護を保護法益とする規定であり、服務規律の維持は、その対象を隊員に限ったとしても、その保護法益に含まれないと解すべきである。仮に秘密保護法制であるにも関わらず、服務規律の維持までも読み込むのであれば、一般の刑法典についても同様の考え方をすべきであり、この場合には、殺人罪、窃盗罪等についても、隊員に関しては、その保護法益に服務規律の維持が含まれると解することとなってしまうという不合理な結論が導かれてしまう。

以上より、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係は、特別関係とすることはできないものと考える。

(5) 補充関係については、基本となる構成要件を防衛秘密漏えい罪とした場合、同時に守秘義務違反を犯していることとなることから、右守秘義務違反が防衛秘密漏えい罪を補充する関係にあるとはいえないことから、本件について問題にする必要がない。

(6) 吸收関係の内容については、従来、諸説の分かれるところであるが、吸收関係にあるとされているものを、侵害される保護法益が同質であるかどうか、という観点からすると「同質的吸收関係」の場合と「異質的吸收関係」の場合とに分けることが可能である。前者の例としては、殺意をもって、凶器を用意し、人に斬りかかり、身体を傷つけ、ついに殺害した事案における殺人罪と殺人予備・未遂罪との関係があり、後者の例としては、人を殺害する際に着衣を毀損した事案における殺人罪と器物損壊罪との関係があるとされており、従来いずれも殺人罪のみが成立すると解ってきたものである。

しかし、確かに、前者の例の場合は、犯罪実現の過程において、殺意をもって凶器を用意する殺人予備、殺意をもって身体を傷つける殺人未遂、そしてついに殺害にいたる殺人既遂の各行為がある場合であって、それらは殺人という特定の犯罪を実現するために、全体として統合されている関係にあるものであるから、「数行為・一結果」の場合に当たり、犯罪実現の最終段階における殺人既遂罪の構成要件を1回充足するものと評価することで足り、殺人予備・未遂の各構成要件により評価することを必要としないであろう。したがって、「同質的吸收関係」の場合は、本来の一罪であると解することができるものである。

これに対して、後者の例の場合についていえば、数個の行為であればもとよりであるが、1個の行為により人を殺害し、着衣を毀損した事案であったとしても、客観的には殺人罪と器物損壊罪という異なる法益の侵害があったのであり、その意味においては、数個の結果が生じたものといわざるを得ない場合であって、これを、器物損壊の結果は生ぜず、殺人の一結果のみが生じたとは、とうていできないものと解される。数個の行為によるのであれば、「数行為・数結果」の場合であり、一個の行為によるのであれば、正に「一行為・数結果」の場合に当たるものと解して何ら差し支えないと思われる。したがって、後者の例の場合は、一個の行為によるものとみられるとき

には、殺人罪と器物損壊罪とが観念的競合の関係に立ち、数個の行為によるとみざるを得ないときは、両罪が併合罪の関係に立つと解すべきであると思われる。

のことからも明らかとなるように、従来の「異質的吸收関係」の場合は、本来の一罪と解すべきものではなく、客観的に発生した結果に応じた数個の犯罪が成立するものと解すべきであって、数個の犯罪の成立を前提とした上で、その处罚関係を検討しなければならないものである。この点に関して、団藤重光博士は、殺人と器物損壊との異なる構成要件の間においても、構成要件的評価の包括性を肯定するのであるが（団藤・総論430ページ）、保護法益の異なる構成要件の間においては、まず、各別に構成要件的評価がされるべきであって、先の事案における殺人の構成要件的評価と器物損壊の構成要件的評価との両者は、保護法益が異なり、それぞれ独立して評価されるべきものであるから、後者が前者に吸收される関係に立つものではないと解される。要するに、人を殺害する際に着衣を毀損した事案においては、それが一個の行為による場合は、殺人罪と器物損壊罪との観念的競合を認めることに何らの不都合もないであろうし、また、それが殺意が継続していたとしても、数個の行為により、着衣の毀損と殺害が各別に行われた場合には、器物損壊罪と殺人罪が併合罪の関係に立つと解する余地が十分にあると思われる。実務上、このような場合において、器物損壊罪を起訴することは多くはないであろうが、これは、訴訟法上の起訴裁量（起訴便宜主義）により、殺人罪について起訴するだけで十分とみられ、器物損壊罪については、起訴価値を認めず、いわゆる「呑む」運用が行われているためであると解することができる。したがって、こうした運用が行われているからといって、これを実体法上、器物損壊罪が殺人罪の吸收関係にあるものと解された上で処理されているものと解してはならないと考える。

要するに、従来、法条競合の吸收関係にあるとされてきた場合のうち、「同質的吸收関係」の場合は、本来の一罪であって、犯罪論における罪数問題であり、これに対して、「異質的吸收関係」の場合は、数個の犯罪の成立する関係が認められるのであって、これは数個の犯罪に対する処遇問題、すなわち、刑罰論における刑罰適用問題である、と理解・把握すべきものと解する（大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編「大コメントアル刑法第三巻 第45条～第72条」（青林書院）30ページ以下参照）。

この立場に立てば、そもそも守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とは、その保護法益を異にすること、上述のとおりであり、同質的吸收関係とはとうてい言えないことから、両者の関係を吸收関係として整理することはできない。

- (7) さらに、择一関係については、相互に両立し難い関係にあるものであるが、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とは相互に両立し難い関係とはいはず、本件について問題にする必要がない。
- (8) なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）に関する昭和29年5月19日（水曜日）の参議院法務委員会において次のようなやりとりがあった。

○羽仁五郎君 今亀田議員が御質問になつた点と関連して来る点について第一に伺いたいのですが、仮に本法案が成立し、それから自衛隊法案が成立した場合を

仮定いたしまして、それで自衛隊の隊員、これは自衛隊のメンバーですね、隊員というものは正確にはどの人を隊員というか、そのかたがたが本法案にいうような秘密の保護の措置に違反した場合、そのかたがたに対してもこの保護法が適用されるのですか。それとも自衛隊法が発動するのでしょうか。

○説明員（桃沢全司君） 刑法学説上のいわゆる法条競合という場合であろうと思いますが、防衛秘密であります場合には、この秘密保護法の第三条或いは第四条によつて処罰されるということに相成ると思います。

（中略）

○羽仁五郎君 そこでちよつと具体的にですね、秘密を、つまりこの秘密保護法が法律になつた場合には、この法に触れるという行為を保安隊なり自衛隊のかたが不幸にしてなさつた場合ですね、その場合には、結局するとどうなるんですか。先ず第一に、自衛隊法が仮に法律として成立すれば、それが適用されて、それからその次に今後は秘密保護法が適用されるのでしょうか。

○説明員（桃沢全司君） 実際の取扱におきましてはこの秘密保護法の防衛秘密に該当する場合には秘密保護法一本で取扱うことになると思います。

（以下略）

MDA秘密保護法も今回の改正自衛隊法第96条の2及び第122条と同じく、秘密の保護を目的とした法律であり、MDA秘密保護法第3条又は第4条と改正自衛隊法第122条とはその法的性格を同じくしているものであると考える。

そうであるならば、昭和29年5月19日（水曜日）の参議院法務委員会における説明員（桃沢全司君）の答弁（以下「法務省公安課長答弁」という。）に従えば、少なくとも政府としては、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係を法条競合として整理することとなるのではないか、という問題が生じ得る。

しかしながら、法務省公安課長答弁は、「刑法学説上のいわゆる法条競合」という言い方をしていることに注意する必要がある。すなわち、当時、観念的競合を一罪とみなすか、数罪とみなすかに関して、「学説上争いの存するところであつて、特にドイツにおける有力な学説は之を以て『外觀上の犯罪競合』にすぎないとし、また『真正な法条競合』である」としていたのである（小野清一郎著「新訂刑法講義総論」（有斐閣）274ページ）。 そうであるならば、法務省公安課長答弁にいう「刑法学説上のいわゆる法条競合」が、図でいうところの法条競合を意味しているのか、それとも、当時のドイツの学説を踏まえた意味での法条競合（観念的競合を含む概念）を意味しているのかは定かでない。逆にいふと、その点についての区別を明確にしていないのである。

また、法務省公安課長答弁の後段において「実際の取扱におきましては………秘密保護法一本で取扱うことになる」とあるが、反対解釈をすれば、実際でない取扱い、すなわち、講学上又は法論理上は、秘密保護法1本で取扱うことにはならない、と解することも可能ではある。そうであれば、なおさら、図でいうところの法条競合を意味しているのか、当時のドイツの学説を踏まえた意味での法条競合を意味するものであるのかは明確でないのである。

以上より、法務省公安課長答弁は、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とを図でいうところの法条競合と解さなければならぬ根拠とはならないものと考える。

(9) 以上を踏まえ、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係は、本来的一罪の関係ではないものと考える。

4 次に、1行為・数結果の場合について検討する。

(1) 1行為・数結果の場合、観念的競合とされる。観念的競合とは、「一個の行為が二個以上の罪名に触れる」場合をいう（刑法第54条第1項前段）。

二個以上の罪名に触れるとは、法的評価において、数個の構成要件に該当し、数罪が認められることを意味する。

1個の行為が数個の罪名に触れる場合には、例えば、1個の意志を投げて、他人の家の窓ガラスを破り、中にいた人を傷つけたというように、1個の行為が器物損壊罪（刑法第261条）と傷害罪（刑法第204条）という異なった構成要件に当たる場合と、1発の爆弾を投げて3人を殺した場合のように、1個の行為が、同じ殺人罪（刑法第199条）の構成要件に該当するとみられる場合がある。前者を異種類の観念的競合、後者を同種類の観念的競合と呼ぶ（注1）。

観念的競合は、「その最も重い刑により処断」される（刑法第54条第1項）。観念的競合は、本来、数罪であるが、1個の行為で行われたものであるから、科刑上、それらのすべてをその数罪中の最も重い刑に含ませ、1罪として処断する趣旨である。

、最も重い刑の意義について、数個の罪名中最も重い法定刑を規定した法条の意味であるのみならず（大正3年11月10日、大審院判決）、他の法条の法定刑の最下限の刑よりも軽く処断することはできないという趣旨をも含む（昭和28年4月14日、最高裁判所判決）。

なお「処断」するとは、刑に関するだけであって、軽い犯罪が重い犯罪に吸收されてその独立性を失うという趣旨ではない（昭和23年5月2日、最高裁判所判決）、それゆえ、重い犯罪に没収の定めがなくても、他の罪に没収があるときは、これを附加し得るし、2個以上の没収は、併科し得るとされる（大塚仁著「刑法概説（総論）〔改訂版〕」（有斐閣）436ページ以下参照）。

（注1） 犯意標準説によれば、同種類の観念的競合は、被害法益が数個にわたっても、当該犯罪の犯意は1つであるから、本来的一罪であって、観念的競合ではないと解している。しかし、構成要件は、一定の法益の保護を目的としているのであるから、1個の行為によっても、構成要件の予定する法益が数個侵害されるときは、これに応じた数の構成要件の評価が繰り返されなければならない。それゆえ、判例・通説とともに、同種類の観念的競合の概念を認めている。

(2) 守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係についていえば、両者を観念的競合の場合にいう「1個の行為」とみなし得るのかが問題となる。

昭和49年5月29日の最高裁判所判決は、刑法第54条第1項に規定する「一個の行為」について、「法的評価を離れ構成要件的観点を捨象した自然的観察の下で、行為者の動態が社会的見解上一個のものと評価を受ける場合」をいうと判示した。この場合の評価の基準は、きわめて漠としており、それ自体かなり抽象的であるところから、それだけで行為の1個性の有無を判断することは容易ではない。そのため、構成要件的行為合一性説、構成要件的行為不可分性・不可避性・依存性説、行為の統合性・発展的結合性説等の諸説が提示されるところであるが、これら諸説は、必ずしも互いに排斥し合う関係ではなく、自然的観察の下での社会的見解上の「行為の一個性」の限界を明らかにする意味において、互いに両立し得るものと解される。

いずれにしても、昭和49年5月29日の最高裁判所判決に従えば、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係を「一個の行為」とみなし得る場合があることには問題がないものと考える。

- (3) また、守秘義務違反と他の秘密保護規定との関係について、鹿児島重治・森園幸男・北村勇編「逐条国家公務員法」(学陽書房、1988年初版)838ページ以下は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第100条に規定する秘密を守る義務に関連して、次のとおり述べている。

(前略) 秘密を守る義務については、特定の職員の特定の行為について別途規定が設けられている場合がある。その主な例は次のとおりである。

- ① 郵便の業務に従事する者が信書の秘密を侵したとき一二年以下の懲役または五万円以下の罰金(郵便法八〇二)
- ② 所得税に関する調査に関する事務に従事している者または従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らしたとき一二年以下の懲役または三万円以下の罰金(所得税法二四三)
- ③ 法人税の調査に関する事務に従事している者または従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らしたとき一二年以下の懲役または三万円以下の罰金(法人税法一六三)
- ④ 相続税または贈与税に関する調査に関する事務に従事している者または従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らしたとき一二年以下の懲役または三万円以下の罰金(相続税法七二)
- ⑤ 地方税に関する調査に関する事務に従事している者または従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らしたとき一二年以下の懲役または三万円以下の罰金(地方税法二二)
- ⑥ 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員またはこれらの職にあった者が、その職務執行に関して知り得た人、法人またはその他の団体の秘密に属する事項を他に漏らしたとき一年以下の懲役または五千円以下の罰金(統計法一九の二一)
- ⑦ 特許庁の職員またはその職にあった者が、その職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らしたとき一年以下の懲役または五万円以下の罰金(特許法二〇〇)
- ⑧ 特許庁の職員またはその職にあった者が、その職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らしたとき一年以下の懲役または五万円以下の罰金(実用新案法六〇)
- ⑨ 特許庁の職員またはその職にあった者が、その職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らしたとき一年以下の懲役または五万円以下の罰金(意匠法七三)
- ⑩ 官吏等またはその職にあった者が、故なく診療録または助産婦の検査に関し知得した医師等の業務上の秘密または個人の秘密を漏らしたとき一年以下の懲役または三〇万円以下の罰金(医療法七二)
- ⑪ 中央選挙管理会の庶務に従事する自治省の職員等が選挙人の投票した被選挙人の指

名等を表示したとき一二年以下の禁錮または一〇万円以下の罰金(公職選挙法二二七)これらの規定と本条との関係は刑法第五四条第一項の観念的競合に当たり、重きによって処断されることになる。

(4) 更に、これに関連して、**郵便局の事務員として郵便物の集配の事務に従事していた国家公務員Aが、**電報電話局より**郵便局に差し出されていた「電話架設のご案内」と表面に印刷してある第五種郵便物について、その名宛人の住所、氏名、電話番号を紙片に書き写し、Bらに交付した行為について、郵便法第80条第2項と国家公務員法第109条第12号各違反の罪が成立すると判示した判例（昭和41年2月26日、大阪高等裁判所判決）があり、両罪の関係は、いわゆる観念的競合と整理されると解される（別添資料）。**

(5) 以上を踏まえれば、守秘義務規定と防衛秘密漏えい罪との関係は、観念的競合と整理するのが最も妥当であると考える。

5 最後に数行為・数結果の場合について検討する。

(1) 奉連犯とは、2個以上のそれぞれに独立の犯罪構成要件を充足させる行為があって、それらが手段・目的又は原因・結果の関係にある場合をいう（刑法第54条第1項後段）。例えば、住居侵入罪と窃盗罪、文書偽造と同行使さらに詐欺罪等がこれに当たる。この奉連関係の存否の決定については、手段あるいは結果の関係にあるのが類型的に経験上通常と認められることが必要であるとする客観説（通説・判例）、犯人の主観的な意思によるとする主観説、及び両者の要件を必要とするという折衷説がある。奉連犯は科刑上一罪として、最も重い刑によって処断される（藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」（有斐閣）248ページ）。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係は、こうした手段・目的又は原因・結果の関係にはないことは明らかであり、奉連犯を検討する余地はない。

(2) 集合犯とは、構成要件の性質上、初めから同種（当該構成要件を充足させる）の数個の行為が行われることを予定している犯罪をいう。集合的犯罪ともいう。常習犯（刑法第186条第1項、暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条ノ3等）、職業犯（医師法第17条等）、営業犯（刑法第175条等）といわれるものがこれに属する。この場合は単純一罪であり、実体的にも手続的にも全体として一罪の取扱いを受ける。ただし、確定判決があったときは、それ以後の行為は実質的には従前からの連續とみられても別罪を構成する（藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」（有斐閣）427ページ）。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係は、このような関係にはないことは明らかであり、集合犯を検討する余地はない。

(3) 包括一罪（包括処罰犯）の意義・内容については、広義、狭義いずれも諸説があるところであるが、数個の犯罪が成立する場合において、それを構成する数個の行為が、同一罪名に当たるか、若しくは同一法益を侵害するものであって、各行為の間に日時・場所の近接、方法の類似、機会の同一、意思の継続等の密接な関係が認められると

ころから、「数回の処罰」をすべきものではなく、「一回の処罰」で処遇することができる場合と解される場合（大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編「大コンメンタール刑法第三巻 第45条～第72条」（青林書院）43ページ以下参照）とすることができる（注2）。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とは、その保護法益が異なること、上述のとおりであることから、包括一罪を検討する余地はない。

(注2) 連續した数個の行為であって、同一の罪名に触れるものを連續犯という場合がある。従来、刑法第55条がこれを科刑上の一罪と定めていたが、昭和22年の刑法の一部改正（昭和22年法律第124号）によって削除された。これは、判例が連續犯の概念を広げ過ぎ、故意が繼續していれば年余の時間的隔たりがあっても連續しているとし、同一罪名も同一罪質で足りるなどとしたため、既判力の及ぶ範囲が広がり過ぎて、検査に厳重な制約を加えた現行刑事訴訟法の下では、犯人が不当に処罰を免れることが多くなるという理由に基づく。しかし、現在でも実質的に連續犯に属するものが一部包括一罪の中に挿り入れられ、改正刑法準備草案でも一部制限的な復活が認められている。

(4) 不可罰的事前行為・事後行為とは、数個の犯罪が相前後して成立する場合に、前後いずれかの犯罪が処罰されて、その事前・事後の行為が処罰されないことになる結果、その不可罰とされる行為を「不可罰的事前・事後行為」という。換言すれば、数個の犯罪が、包括的一罪の関係に立つものではないが、成立した前後いずれかの犯罪で処罰されることにより、全体の行為を1回の処罰でまかなうことができる場合に当たるものと解するものである（大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編「大コンメンタール刑法第三巻 第45条～第72条」（青林書院）49ページ以下参照）。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とは、事前・事後の関係に立つものではないことから、不可罰的事前・事後行為を検討する余地はない。

(5) 併合罪とは、広義には、同一人の犯した数個の犯罪であって、同時審判が可能であり又は可能であったもの一切をいい、狭義には、科刑上一罪とされるものを除いて、刑法第45条に定めるもの（実在的競合）だけをさす。図は後者の意味である。確定裁判を経ない数罪は原則として併合罪である（刑法第45条前段）。しかし、もし1つの罪について禁錮以上の確定判決が存在するときは、その罪とその判決確定前に犯した罪（これを余罪という。）だけが併合罪となる（刑法第45条後段）。したがって、禁錮以上の確定判決の前後にそれぞれ数罪があれば、前のものが1つの併合罪グループ、後のものが1つの併合罪のグループとなり、両グループの相互間には併合罪関係が成立しない。したがって、A・Bグループそれぞれに刑を言い渡すこととなる（藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」（有斐閣）831ページ）。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係を考えたときに、併合罪となるかならないいかの分岐点は、両者の関係が「一個の行為」なのか、それとも「数個の行為」なのかにかかってくる。

「一個の行為」に当たらず、「数個の行為」があるとして併合罪を構成すると判示した例としては、①酒酔い運転の罪とその運転中に行われた業務上過失致死罪（昭和49年5月29日、最高裁判所判決）、②無免許運転の罪とその運転中に犯した速度違反の罪、さらに速度違反を犯して運転中、取り締まり警察官に現認されて停車を求められいったん減速徐行状態となつたが、自己の無免許運転の事実が発覚するのをお

それで加速逃走し、再び速度違反の運転をした場合における2個の速度違反の罪（昭和49年11月28日、最高裁判所決定）、③覚せい剤を自宅でテレビの上に置いて所持する罪と覚せい剤原料を自宅で着衣のポケットに入れて所持する罪（昭和50年1月27日、最高裁判所決定）、④運転技術が未熟でしかも酒酔いのため自動車の運転を避けるべき注意義務があるのにこれを怠り、あえて運転を開始した重大な過失により、運転開始後100メートル進行した地点で衝突事故を起こし同乗者に傷害を負わせた場合における酒酔い運転の罪と重過失傷害罪（昭和50年5月27日、最高裁判所決定）、⑤数人共同して2人以上の者に各暴行を加え、一部の者に傷害を負わせた場合における受傷者の数に応ずる傷害罪と暴行を受けるにとどまった者の数に応ずる暴力行為等処罰に関する法律第1条の罪（昭和53年2月16日、最高裁判所決定）などがある。

これらの判例のうち、数個の行為が同時に行われている例もあるが、これは、4(2)に掲げた「法的評価を離れ構成要件的観点を捨象した自然的観察の下で、行為者の動態が社会的見解上一個のものと評価」し得ない場合であって、少なくとも守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との間の関係でいえば、4(2)のとおり、「1個の行為」とみなし得るものであって、結論において、両者の関係を併合罪としてみるべきではないと考える。

- (6) 最後に単純数罪の場合である。単純数罪とは、禁錮以上の刑に処する確定裁判の前における罪とその後における罪との関係をいう（大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編「大コンメンタル刑法第三巻 第45条～第72条」（青林書院）53ページ以下参照）。もとより、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との間の関係でいえば、現在問題にしているのは、同時に両者を犯すのではないか、ということであって、単純数罪の場合は検討の余地はないものと考える。

6 以上より、隊員が防衛秘密漏えい罪を犯した場合における守秘義務違反との関係については、これを観念的競合と解するのが相当である。

昭和41年2月26日、大阪高等裁判所判決（確定）

- 判示事項 郵便法第80条第2項国家公務員法第109条第12号各違反の罪が成立する一事例
- 裁判要旨 郵便局に郵送された書状が、その表面に「電話架設のご案内」と印刷してある開封のものであっても、郵便集配人が名宛人の住所、氏名、電話番号を他人に漏らしたときは、郵便法第80条第2項の信書の秘密を侵した罪と国家公務員法第109条第12号の職員が職務上知ることのできた秘密を漏らした罪が成立する。
- 裁判主文 控訴棄却
- 裁判理由 本件各控訴の趣意は、被告人らの両名の弁護人竹内信一作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は検察官岩本信正作成の答弁書記載の通りであるからこれを引用する。

論旨一乃至三点について

所論は要するに、原判決は、被告人[]は[]郵便局の事務員として郵便物の集配の事務に従事していた国家公務員であるところ、[]電報電話局より[]郵便局に差し出されていた「電話架設のご案内」と表面に印刷してある第五種郵便物について、その名宛人の住所、氏名、電話番号を紙片に書き写し、被告人[]に交付し、もつて、郵便法80条2項の信書の秘密を侵すとともに、国家公務員法100条1項の職務上知ることのできた秘密を漏らしたものであると認定しているが、(1) 右の電話架設案内は開封の信書で、その内容が信書の表面に明白に記載されているから、その内容が他人に知られても差し支えないとして出されたものであり、守らなければならない秘密はないので、宛名、住所を漏らしても、郵便法上の信書の秘密を侵したとはいえない。(2) 国家公務員法100条1項の秘密とは、客観的にみて誰がみても、他人に知られたくないという事項でなければならない。電話架設案内はいかなる意味でも他人に知られたくない事項とはいはず、しかも[]の電報電話局内では、特定の証券業者に電話の新規架設該当者の氏名を教示している事実に徴しても同法上の秘密ではないというのである。

よつて、案するに、郵便法第9条は郵政省の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならぬ。その職を退いた後においても同様とすると規定している。同法80条は同法9条に違反した場合の罰則規定である。郵便法の右の諸規定は、通信の秘密を侵してはならないという憲法21条の要求に基いて設けられており、憲法は思想の自由や、言論、出版等の表現の自由を保障するとともに、その一環として通信の秘密を保護し、もつて私生活の事由を保障しようとしているのである。従つて郵便法上の信書の秘密は、この憲法の目的に適うよう解釈しなければならない。そもそも郵便物の委託者は委託官署を信頼してその秘密を託するものであり、開封の信書や葉書であつても委託者が秘密にすることを欲する場合のあること、そして少なくとも委託者はその郵便物の内容を積極的に他人に公開する意思のないこと、郵便物の発送元や宛先といえども、それが知られることによつて思想表現の事由が抑圧される虞のあることを考えると同法上の信書には封緘した書状のほか開封の書状、葉書も含まれ、秘密には、かれらの信書の内容のほか、その発信人や宛先の住所、氏名等も含まれると解すべきである。

しかも、原審における証人 [] の供述、当審における証人 [] の供述を綜合すれば、電話の新規架設者の住所、氏名を架設案内によって知らせる前に公表すると、電話業者が、しゆん動して新規架設者に不利益をもたらす危惧のあることや電々公社の職員が特定の業者と結託して不正を働いているのではないかという疑惑を持たれる虞があるので、本件犯行当時は、誰に電話の新規架設を認めたかを何人にも公表せず（弁護人所論の勧業証券に架設者の名簿を閲覧させるようになるたのは、本件犯行後のことであり、しかも、同証券以外の者には公表していない）職員にもこれを漏らすことを禁じていたこと、開封の信書であつても、郵便局で取扱中に他に漏れると予想していなかつた事実を認めることができる。そうしてみると、発信人である [] 電報電話局は、本件の信書につき、その内容はもとよりその宛先につき、これを秘密にすることを欲し、しかも秘密を保持することに合理的な相当事由があつたものといわなければならぬのである。

そして、本件犯行の態様をみると、被告人は、配達中にたまたま電話架設案内の本件書状をみて、その宛先等を知ったというのではなく、[] 郵便局において、[] 電報電話局から一括して差し出された電話架設案内の書状を発見するや、これを局外に持ち出して、その宛先の住所、氏名のほか、書状の中に記載されている電話番号を封筒の隙間から覗き見して書き取り、これを被告人 [] に知らせているのである。被告人 [] の原判示第1、(1) の所為が郵便法80条2項に違反することは明白であるといわなければならない。従つて弁護人の本件書状は開封だから、守らなければならない秘密はなく被告人の所為は郵便法上の信書の秘密を侵したものでないとの主張は採るを得ない。

次に国家公務員法100条1項に職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないと規定されている秘密とは、他の法令によつて秘密とされている事項を含むものと解すべきである。郵便法9条によつて秘密とされている信書の秘密は、国家公務員法100条1項の秘密であるといわなければならない。従つて電話架設案内は、いかなる意味でも他人に知られたくない事項とはいえないから、公務員法上の秘密に当らないという弁護人の所論は採るを得ない。

原判決に所論のような法令適用の誤りはないから論旨は理由がない。

論旨4点について

所論は要するに公務執行妨害罪における公務員と収賄罪における公務員とは、保護法益を異にするから画一的にきめるべきではなく、若干の相違があると考えるのが当然である。被告人 [] は郵便集配人であるが、収賄罪にいう職務というのは専ら機械的単純労働を指するのではないから、被告人の判示第1、(2) 所為は収賄罪に当らないというのである。

よつて案ずるに、刑法上公務員の概念は同法7条によつて明らかにされており、構成要件のいかんによつて解釈を異にすべきものではないと解すべきである。昭和35年3月1日第3小法廷、判決（集、14、3、209）は郵便集配人の担当事務の性質は単に郵便物の取集め、配達というごとき単純な肉体的、機械的労働に止まらず、民訴法、郵便法、郵便取扱規程等の諸規定にもとづく精神的労働に属する事務をもあわせ担当している点を考慮してこれを刑法上の公務員と判示しているのである。従つて被告人が刑法上の公務員であること明白であり、その職務に関して賄賂を收受すれば、収賄罪を構成することはいうまでもない。郵便集配人は機械的単純労働に従事するに過ぎないことを前提として、公務員ではないと主張する所論は理由がない。

論旨五点について

所論は要するに被告人[]は被告人[]の秘密漏洩を教唆し、かつ贈賄したというけれども、被告人[]の所為は無罪であるから被告人[]もまた無罪であるというのであるが、被告人[]の所為は原判示のとおりの犯罪を構成すること前説示のとおりであるから、弁護人の所論は前提を欠くこととなり、理由のないこと明白である。よつて、刑事訴訟法396条に則つて本件各控訴を棄却し、当審における訴訟費用は、同法181条1項本文により被告人ら両名に負担させることとして主文のとおり判決する。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:38

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.zip (1 MB)

内閣官房副長官補室（安危） 丸山様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めています。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:36

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (1 MB)

内閣官房 内閣副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めています。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:37

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (1 MB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:39

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (1 MB)

警察庁警備局警備企画課 重久様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:40

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (1 MB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めています。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

* * * * *

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:42

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (1 MB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めています。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

* * * * *

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:43

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (1 MB)

外務省 大臣官房総務課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:56

宛先:

添付ファイル: 海保厅送付資料.ZIP (1 MB)

海上保安庁 小松様、坂本様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めています。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文草案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文草案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 15:48

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (1 MB)

海上保安庁 小松様、坂本様

お世話になっております。

先ほどのお電話で、ZIP形式は開けないということでございましたので、
違う形式にて圧縮したものを再送いたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

差出人: 内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:56

宛先:

件名: 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

海上保安庁 小松様、坂本様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができるない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:57

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (1 MB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めています。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部
[REDACTED]

[REDACTED]
(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:59

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (1 MB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 15:00

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (1 MB)

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 斎藤様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めています。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

【質問】秘密保全法制に係る法制局持ち込み資料に対する質問の提出について

送信日時: 2011年9月27日 17:56

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【警察庁】秘密保全法制法制局持ち込み資料に対する意見.jtd (24 KB)

内閣情報調査室
様

お世話になっております。
警察庁の[REDACTED]です。

先日頂きました秘密保全法制に係る法制局持ち込み資料について、
庁内に意見照会をかけたところ、添付ファイルのとおり質問が出ましたのでお送り致します。
まだ、全ての所属からは回答が集まっていないのですが、
各省庁に対する協議と法制局との協議を並行して行っていくとのことでしたので、
取り急ぎ、現在までに出揃っている質問を第一弾として提出させて頂きます。

何かご不明な点がございましたら、私までご連絡頂ければと思います。
宜しくお願い致します。

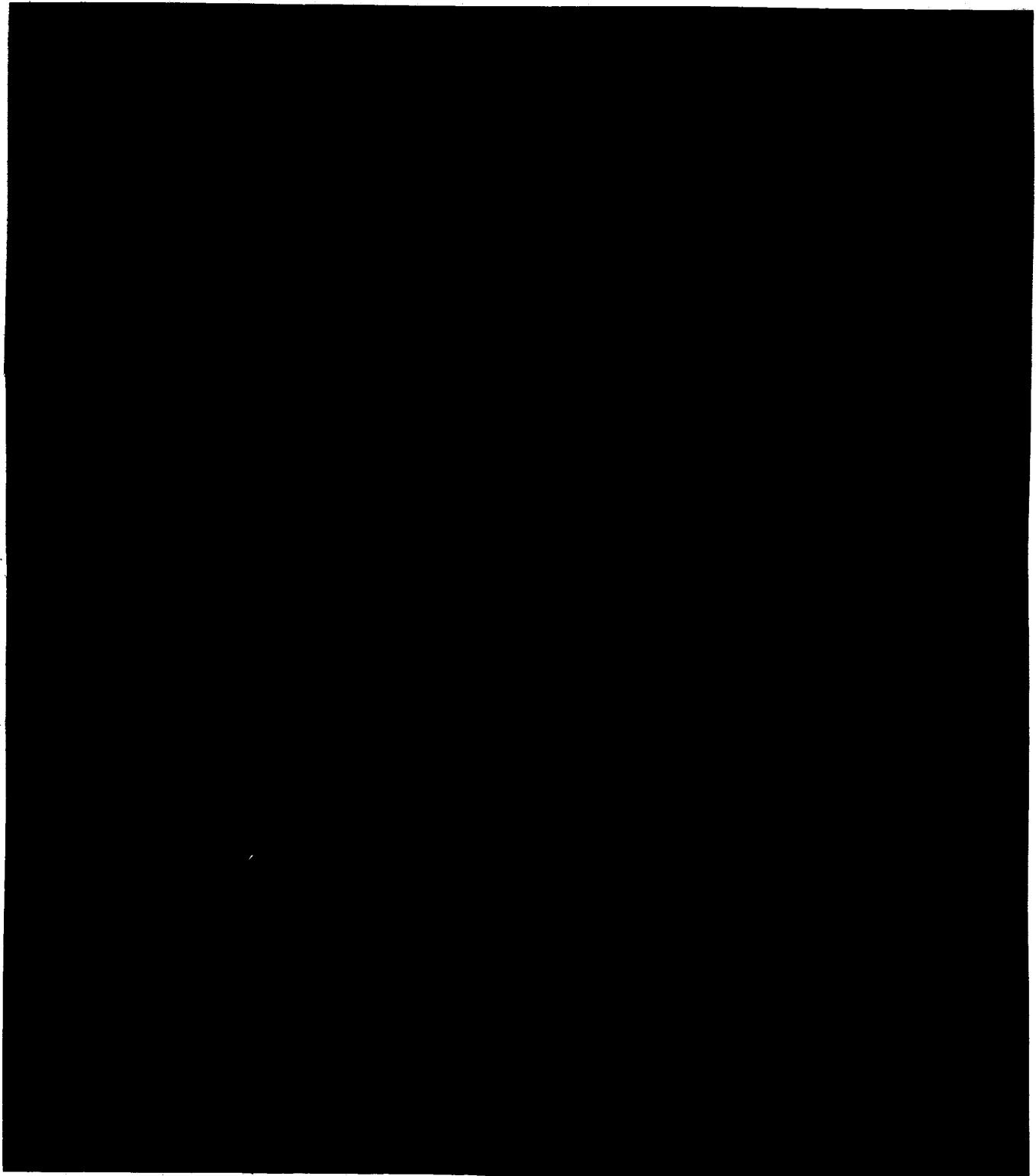
警察庁警備局警備企画課

03-3581-0141(内線[REDACTED])

内閣官房内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡
平成23年9月27日
警察庁

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（質問）
標記について、下記のとおり質問を提出するので、よろしくお取り計らい願います。
記



【本件担当】
警備局警備企画課
03 - 3581 - 0141

【機2】法制化論点ペーパーについて質問

送信日時: 2011年9月27日 20:45
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内閣情報調査室 [REDACTED] 様

10/29 口頭にて回答

お世話になります。
経済産業省の監物です。

[REDACTED]

お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 大臣官房 情報システム厚生課
監物 英樹
e-mail : [REDACTED]
TEL : 03-3501-1512PHS (個人直通)
03-3501-0625 (課直通)
FAX : [REDACTED]

RE:【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (外務省コメント)

送信日時: 2011年9月28日 21:31
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 外務省意見20110926①.docx (20 KB)

内調 様

御世話になっています。

大変遅くなりましたが、外務省のとりあえずの意見を別添にて送付いたします。

外務省 大臣官房総務課

課長補佐

TEL 03-5501-8000 (内線)

直通

FAX

E-mail:

-----Original Message-----

From: [redacted] [mailto:[redacted]]
Sent: Thursday, September 15, 2011 2:44 PM

To: [redacted]; [redacted]
Subject: 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

外務省 大臣官房総務課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めています。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

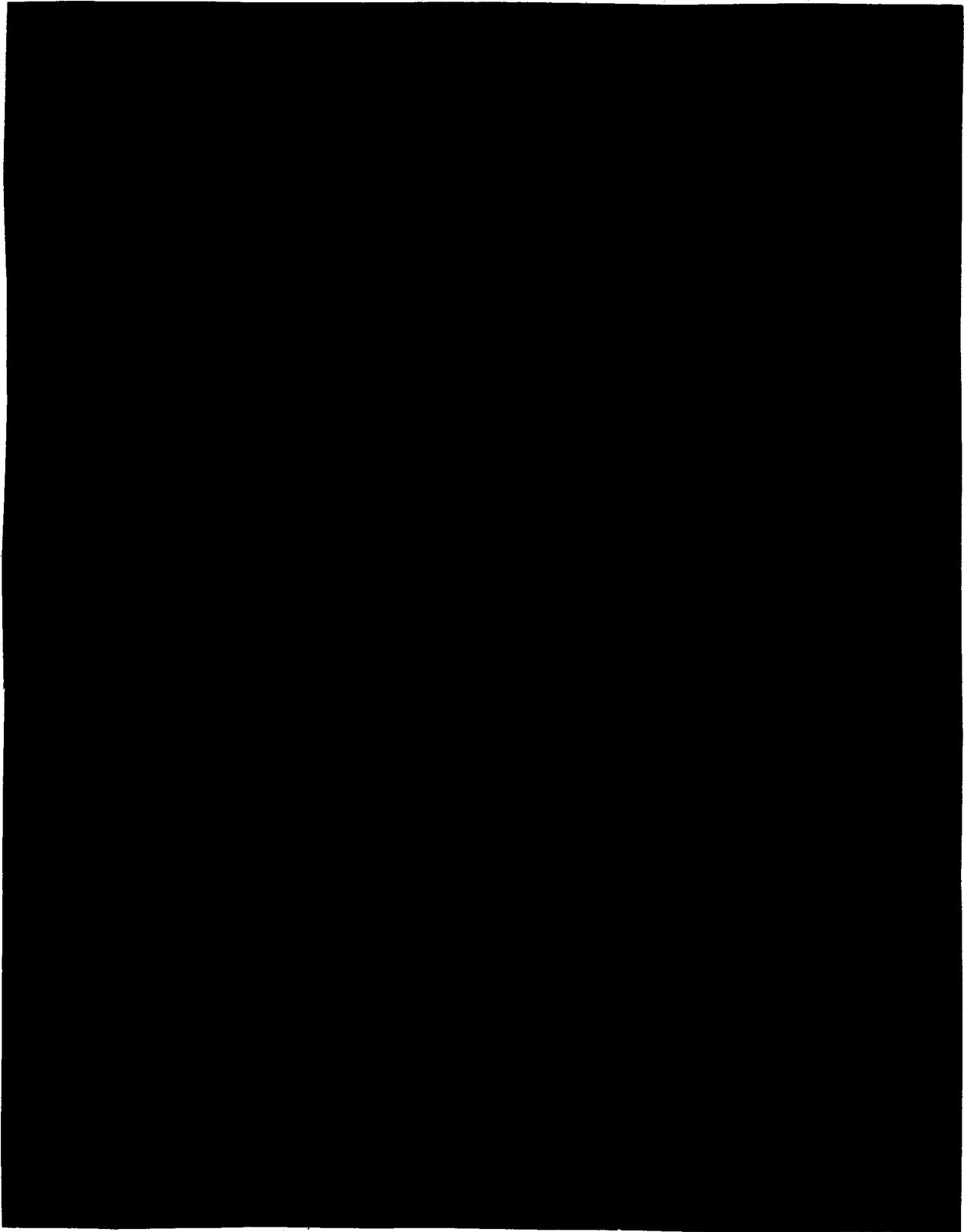
(直)

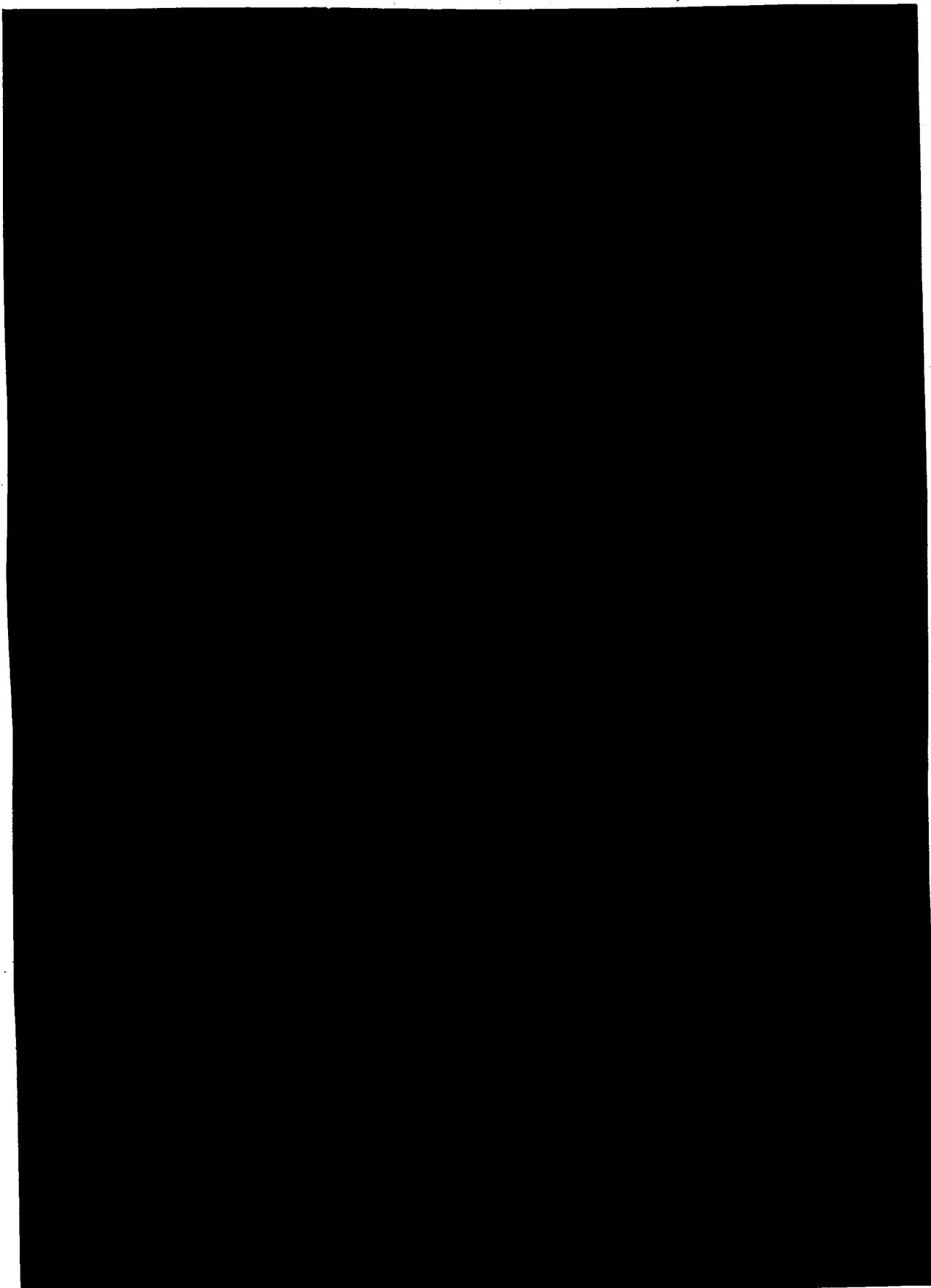
Fax 03-3592-2307

秘密保全法制（法案に対する取りあえずのコメント）

平成 23 年 9 月 26 日

本件資料に関し、以下のとおりコメントいたします。





(了)

Re:【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

送信日時: 2011年9月30日 11:03
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 20110930質問事項(公安庁).jtd (28 KB)

内閣情報調査室総務部
様

お疲れ様です。公安庁の[REDACTED]です。先日送付いただいた「特別秘密の保護に関する法律（仮称）（草案）」について、質問を送らせていただきます。

お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひします。ご不明な点などあれば、連絡下さい。

〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
公安調査庁総務部総務課審理室
室長補佐 [REDACTED]

Tel 03-3592-5711(Ex [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax [REDACTED]
e-mail [REDACTED]

wrote:

> 公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

>

>

> いつも大変お世話になっております。

>

> 8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

>

> 内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

>

> また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

>

> なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

> (条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

>

> ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

>

>

> *****

> 内閣官房内閣情報調査室総務部

>

>

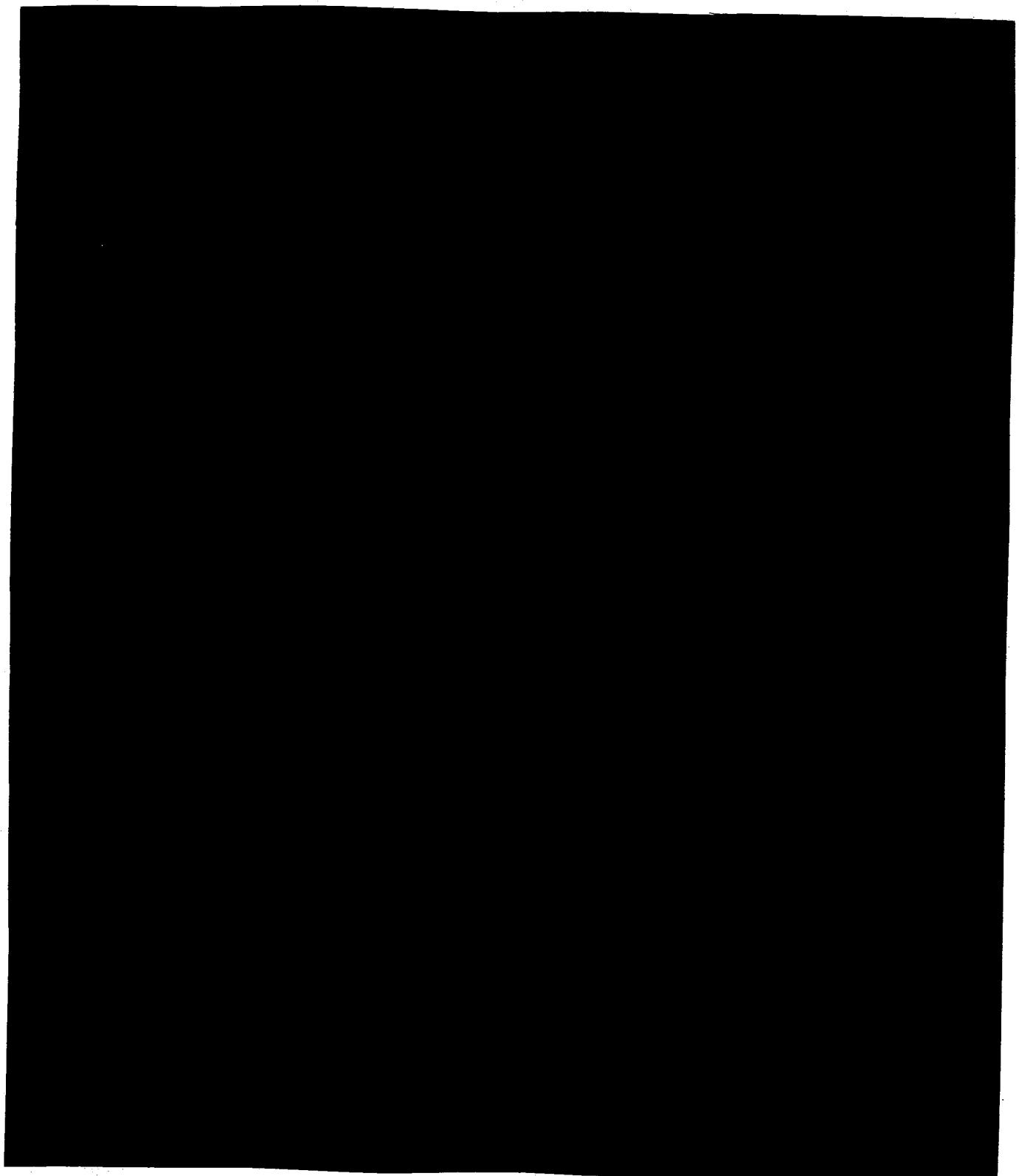
> (直)

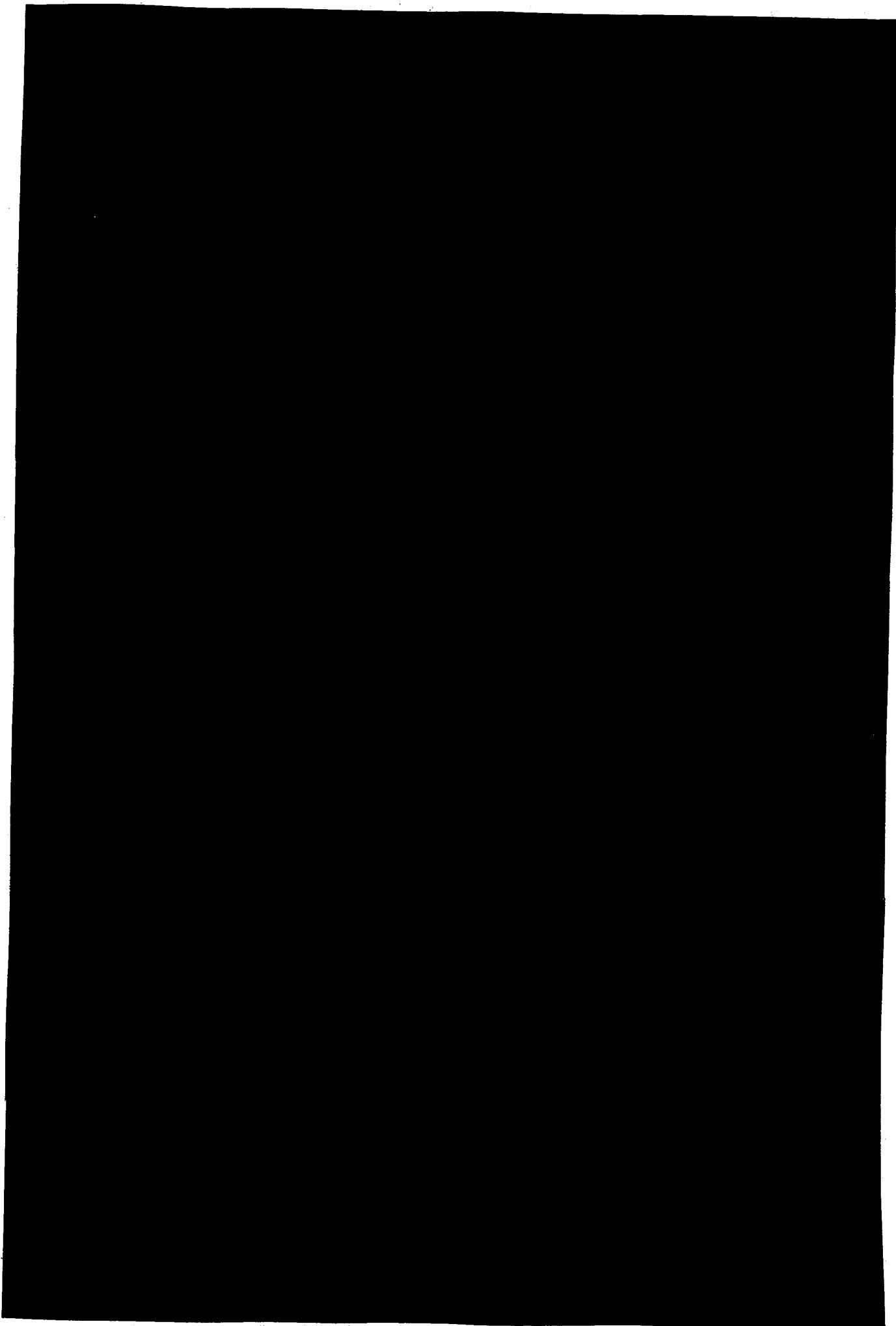
> Fax 03-3592-2307

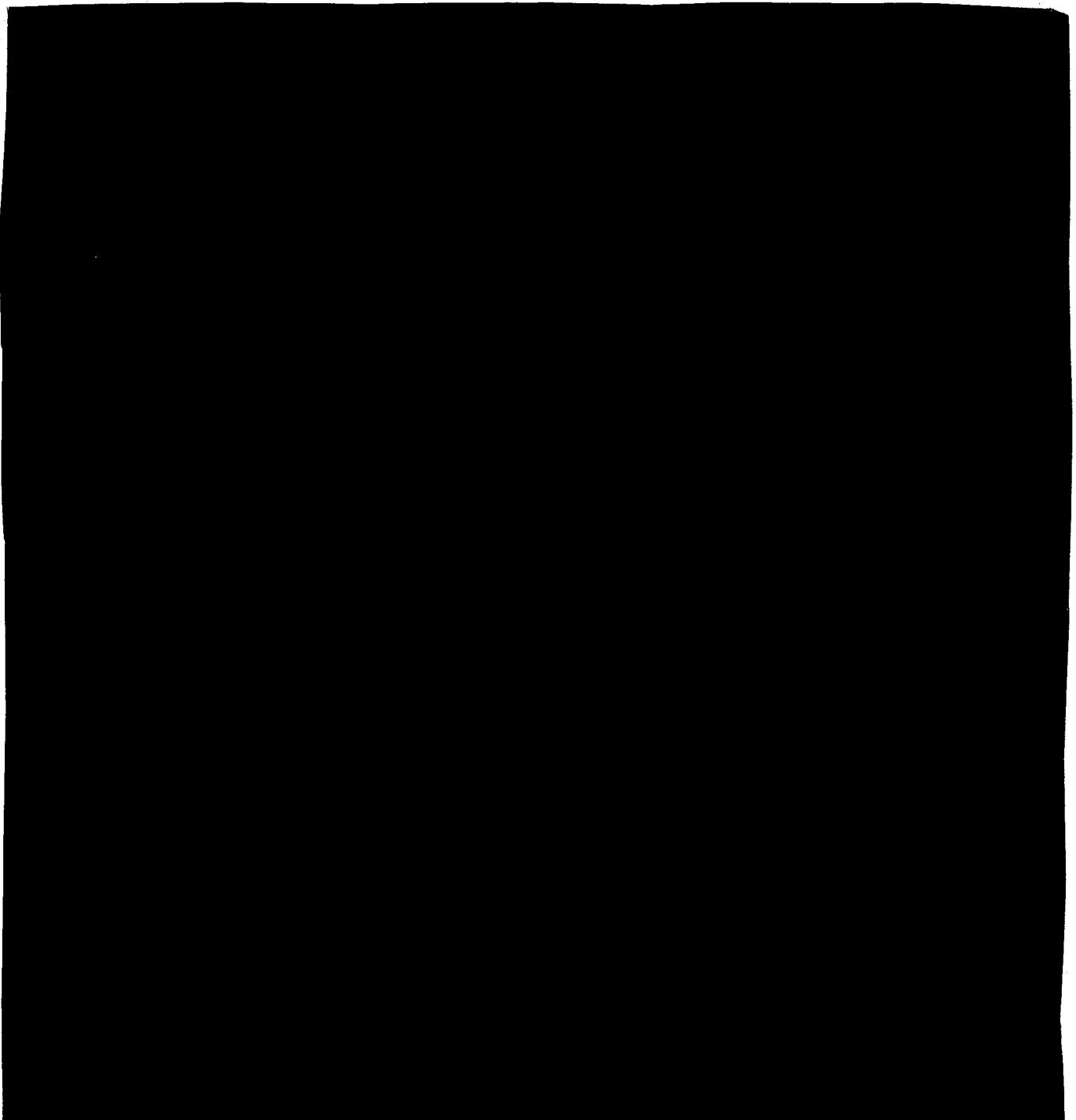
> *****

機密性2情報
平成23年9月
公安調査庁

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）等に対する質問







以 上